

**受益権が質的に分割された信託に対する
所得税の課税に関する考察**

佐々木 誠

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

現行の所得税法における受益者等課税信託では、信託財産に属する資産及び負債は受益者が有するものと、信託財産に帰せられる収益及び費用は受益者に帰属するものとそれぞれみなすとともに、信託の受益者が複数存在する場合には、信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、その信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられることとされている。

信託の受益権は、量的に分割するだけでなく、収益受益権と元本受益権のように質的に分割することも可能になっているところ、現在の税制では、その質的に分割された各受益権に係る受益者は、具体的にどのように信託財産に属する資産及び負債を有し、信託財産に帰せられる収益及び費用が自らに帰属するものとして所得税の計算を行うべきかが、法令上も税務解釈としても明らかではない。また、受託者は信託財産に帰せられる収益の一部を信託に留保することも可能となっているが、その場合には、一部の受益者にその信託から生ずる全ての収益が帰属するものとして課税が行われることとされているため、最終的に利益を享受しない者に対して課税が行われることもあり得ることとなっており、合理的ではないとの批判が存在しているところである。

このため、受益権が質的に分割される信託のうち、今後、個人の財産管理や承継のために活用が見込まれる収益分配を受ける権利と元本分配を受ける権利を分割する信託や、信託収益を受益者に分配せずに、その全部又は一部が留保される信託を念頭に置き、現行の受益者等課税信託に代わる新たな課税方式を検討することとしたい。

2 研究の概要

信託を巡る近年の状況変化や、その変化に伴い生ずる課税上の問題点等を概観した上で、より柔軟な制度設計が可能となっている新信託法の下における信託収益に対する新たな課税方式の導入について、立法的観点からの検討を行う。

(1) 信託を巡る状況の変化等

我が国の信託は商事信託を中心に発展してきたといわれており、その中でも集団信託が盛んに行われ、法制度面でも特別信託法がより発展してきたといわれている。そのような状況の中で、新信託法がビジネスツールの供給と高齢化社会における個人資産管理のためのツールの供給という2つの大きな使命をもって成立した。

信託の重要な機能のひとつに財産管理機能がある。信託が有する財産管理機能の特徴としては、財産権の名義を受託者に移転することにより、財産の支配権を受託者に移すことができる転換機能があることである。高齢者や障害者等のような財産管理能力が劣る者にとってはこの転換機能を利用することにより、受託者による信託財産に係る所有権の拘束を受けることが信託を活用するメリットとなる。

(2) 現行制度における課税上の問題点

民事信託において活用が見込まれる受益権が質的に分割された信託について、現行の受益者等課税信託の考え方の下で課税しようとする場合には、次のような場面において検討すべき問題点が生じる。

イ 信託設定時に委託者が収益受益権を取得した者からその対価の支払を受けた場合における課税方法や、その収益受益権を取得した者のその取得費の取扱い

ロ 収益受益権者が支払を受ける収益分配金の所得区分や、その収益受益権に係る信託財産が減価償却資産である場合における減価償却費の配賦方法

ハ 信託終了時に元本受益権者が引き継ぐ信託財産の帳簿価額の算定方法
また、信託財産に帰せられる収益の全部又は一部が受益者に分配されずに留保される信託では、その信託に留保された所得が現存する受益者に帰属するものとして課税が行われる。これは、受益者等課税信託では、信託内に収益を留保することにより、徒に課税繰延べを生じさせないことを企図したものであると考えることができるが、最終的に利益を享受しない者に対して課税する結果となることも生じ得るものとして合理的ではないとの批判が存在している。

これまでの一般的な我が国の民事信託の形態は、委託者が自らを受益者として組成されるものが多く、こうした形態の信託は、その委託者兼受益者が信託財産を引き続き有していると考えることが可能であるという経済的な実態面を踏まえ、受益者に信託財産等が帰属するという擬制を行うことにより課税関係を処理してきたといえる。しかしながら、受益権が質的に分割された信託では、受益権の相対的な関係が信託期間を通じて変動することや、収益計算上の費用項目が異なる受益者に帰属している場合が生じることなど、信託に係る資産・負債等を、信託期間を通じて受益権の内容に整合的に帰属させることが困難との問題が生じる。このような信託については、経済的な実態や受益者の実感に合致する課税方法の枠組みを構築していく必要がある。

(3) 信託元本及び収益の意義と収益及び費用の帰属

イ 信託契約における信託元本と収益の意義

信託契約においては、信託法に特段の制限がない限り、受益権の内容を自由に定めることが可能であるため、信託法や信託実務においては、様々な内容の受益権を設定することができる。その際に用いられる「元本」や「収益」という内容は一律ではなく、その意義について信託法をはじめとする他の制度に求めることはできない。したがって、受益権が質的に分割された信託の受益者が受ける利益に対する課税方式を定めるにあたっては、受益者に対して課税すべき所得金額の算出が可能とな

るよう、税法においてこれらの受益権の意義を定めていく必要がある。

ロ 収益及び費用の帰属

現行の信託に係る収益及び費用の帰属に関する規定（所法 13 条 1 項本文）は、いわゆる実質所得者課税（所法 12）の例外として設けられているが、当該帰属に関する規定は、人的な帰属だけでなく、信託財産に帰せられる収益の課税するタイミングも定め、その発生した年に課税することにより実際の分配時まで課税が繰り延べられることを防止している。これらの規定と費用収益対応の原則の考え方を前提として信託財産に係る減価償却費の帰属を検討すると、減価償却は、費用収益対応の原則に則って、資産の取得費を使用又は時間の経過による減価に応じて徐々に費用化するという考え方から採られているものであることや、収益受益権者は収益の帰属すべき者であること等を踏まえると、その収益受益権者が減価償却費を計上することができると考えるべきである。しかし、収益受益権のみを有する者は、通常は信託財産を取得しておらず、減価償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額を有しない。このため、収益のうち減価償却費相当額の金銭等の分配を受けるためには、信託元本の払戻しを受ける権利のような減価償却資産である信託財産に対する何らかの権利を有していると考えらる必要がある。

（4）信託収益に対する新たな課税方式の検討

質的分割がされた信託（質的分割信託）や収益の分配が留保される信託（収益留保信託）に対する課税法式としては、信託の原則に立ち返って、受託者が信託において果たす役割を重視し、受託者が信託財産を所有するとの私法上の法律関係を前提にする方式により課税することが検討されるべきである。以下では、この新たな信託収益に対する課税方式について、立法化を念頭においた具体的な制度設計を検討する。

イ 税制上の新たな信託の区分

質的分割信託は信託制度の柔軟性を利用した多様な方式を考えることができること等を踏まえると、従来の受益者等課税信託に該当する信託

の要件を類型化することによって、現行のパススルー課税の対象となる信託の範囲を規律することが合理的である。具体的には、次に掲げる要件が、信託契約において、明確かつ確定的となっている信託を「量的分割信託」として現行のパススルー課税の対象とし、量的分割信託に該当しない信託を「受託者計算信託」として新たな課税方式の対象となる信託として位置付ける。

- (イ) 信託期間を通じて、全ての受益権の権利の内容が、信託財産に係る全ての権利の一定割合に相当するものとされていること。
- (ロ) 信託期間を通じて、信託財産に帰属する収益及びこれに対応する費用の全てを、その収益が信託財産に帰属すべき日の属する年分に、現存する受益者に対して分配することとされていること。

ロ 質的分割信託における受益権の意義

受託者計算信託のうち質的分割信託に係る所得税の課税方式を定める場合には、所得税法において、収益又は元本の分配を受ける権利の意義を次のように定めることが考えられる。

- (イ) 収益受益権……信託期間中に信託財産から生ずる各種所得の金額の配賦を受ける権利
- (ロ) 元本償却受益権……信託期間中に減価償却費相当額の金銭等の分配を受けることができる権利、及び信託期間中に信託財産の譲渡をした場合にその譲渡対価の全部又は一部（信託終了までの減価償却費及びその譲渡損益）の分配を受けることができる権利
- (ハ) 元本受益権……信託期間の終了後に信託財産（残余財産）の分配を受けることができる権利

ハ 信託設定時の課税関係

受託者計算信託に係る信託財産を抛出した場合には、その抛出は信託受益権を設定する行為と観念する。その上で、委託者は、受益権を一旦取得し、その取得した受益権を委託者から受益者に移転したものとみなして課税する。この課税は、その受益権の適正な対価の支払の有無によ

り次の方法が考えられる。

(イ) 受益権の適正な対価の支払がある場合

委託者から受益者に対して信託受益権の譲渡があったものとして課税する。収益受益権については、金銭債権と同様の性質を有するものであると認められることから、その譲渡による所得は事業所得又は雑所得として課税すべきである。元本受益権の譲渡による所得については、信託財産の取得価額を控除して計算すべきと考えるが、取得価額のうちの一部は減価償却費として信託期間中に費用化されるため、信託終了時の簿価を推算し、これを元本受益権の取得費とすべきである。

(ロ) 受益権の適正な対価の支払がない場合

委託者から受益者に対して信託受益権の贈与があったものとして課税する。なお、現行制度では、信託設定時に受益権の評価額を算出することとされているが、受益者が受けるべき利益の価額が、将来生ずべき事実や受託者等の裁量に係る場合には、その評価は困難を極めるものと考えられる。このため、質的分割信託の収益受益権又は元本（償却）受益権に係る贈与課税については、現行の設定時課税を改め、その受益権に基づいて実際に収益又は財産の分配を受けた際に課税する方式に改めることを検討すべきである。

二 信託期間中の受託者における所得金額の計算

受託者計算信託の受託者は、これを個人とみなし、当該受託者は、その信託財産に帰属する収益及び費用について、所得税法の規定に従って所得区分や課税方式の異なるごとに所得金額の計算を行う。損失が生じた場合における所得区分間の損益通算についても、所得税法の規定に基づいて行う。

ホ 所得の配賦等を受けた受益者に対する課税

収益受益権者に対しては、その有する権利に基づき、受託者において計算された信託財産に帰属するネットの所得金額が配賦され、その収益受益権者を納税義務者として所得税を課税する。この収益受益権者が配

賦を受ける所得の所得区分は、信託財産の個性に由来する収益に係る所得区分の引継ぎを行うべきである。

元本償却受益権者に対しては、その年分に必要経費に算入されるべき減価償却費相当額の金銭等が分配される。また、信託財産を譲渡した場合には、その譲渡対価の全部又は一部が分配される。元本償却受益権に基づき分配を受ける金銭等は、適正な対価を支払わずに当該権利を取得している場合には、その分配を受けた金銭等に対して贈与税が課税される。また、適正な対価を支払っていても、当該権利に基づき信託財産の譲渡対価の全部又は一部を受領した場合には、減価償却費相当額を上回る部分が譲渡所得として課税される。

へ 信託に留保された所得に対する課税

受託者計算信託において受託者により計算された所得金額のうち、その計算された年分において受益者に対して配賦されなかった金額については、その受託者を納税義務者として課税する。この場合、高額所得者が、複数の信託契約を締結することによって所得を分散させようとすることを想定すれば、その総合課税の対象となる信託留保所得に対しては、所得税の最高税率（45%）等を適用すべきであろう。ただし、留保された所得に対して一律に高い税率を適用して課税することは、適用される所得税の限界税率が低い社会的弱者のために信託を利用することへの阻害要因となるおそれが生じるため、分配を受けた受益者が確定申告をすることにより、信託段階で課税された所得税との精算を可能とする制度を設けることが考えられる。

ト 信託受益権を譲渡した場合の課税

受託者計算信託の受益権の譲渡による所得を、権利の譲渡として総合課税の譲渡所得とした場合には、信託を使うことによって資産の譲渡による所得の性質を変更することが可能となり、これが原資産と信託受益権の取扱いの差を利用した租税回避行為の誘因となる可能性は否定できない。このような弊害に対処するとともに、発生する所得の経済的実質

に見合った課税とする観点からは、当該受益権の譲渡による所得は、その譲渡があった受益権の内容に応じて課税することが適当である。

チ 信託終了時の課税関係

受託者計算信託では受益時に贈与により取得した財産に対して課税するため、元本受益権を適正な対価を支払わないで取得している場合には、信託の終了時に移転した残余財産の価額に対して贈与税が課税されるべきである。元本受益権を適正な対価の支払をして取得している場合には、その取得した残余財産の取得価額は、その元本受益権の取得価額とする。

3 結論

受益者等課税信託の下での質的分割信託に係る所得税の取扱いにおいて最も難解な問題は、信託財産に係る減価償却費の取扱いと、信託財産に帰せられる所得の所得区分の判定であった。これらについては、信託に帰せられる所得の計算主体を受託者とすることによって、経済的な実態や信託関係者の実感に合致する合理的な税制を構築し課税を行うことが可能であると思われる。

今後、信託に関する所得税を含めた税制の枠組みを早期に再構築することにより、我が国における信託制度の利用とその社会的・経済的な重要性が進展することが期待される。その場合、諸外国においてそうであるように、我が国においても信託を利用した租税回避が出現することを避けることはできないのであろうが、それへの対応やその他の税制の技術的な細部については、これからの信託の制度の発展や取引の成熟に応じて不断に見直していくことが重要である。

目 次

はじめに	273
第 1 章 信託を巡る状況の変化等	275
第 1 節 我が国における信託法制の歩み	275
1 新信託法の制定まで	275
2 新信託法の制定	277
第 2 節 新信託法による民事信託	278
第 2 章 現行制度における課税上の問題点	282
第 1 節 受益権を元本受益権と収益受益権に分割した信託	282
1 信託設定時の課税関係—収益受益権について—	282
2 信託設定時の課税関係—元本受益権について—	285
3 信託期間中の課税関係	286
4 収益受益権を譲渡した場合の課税関係	288
5 元本受益権を譲渡した場合の課税関係	289
6 信託終了時の課税関係	289
第 2 節 信託財産に収益が留保される信託	290
1 留保された信託利益に対する課税	290
2 法人課税信託との関係	292
第 3 節 受益権に優先権と劣後権を設定した信託	292
第 4 節 小括	294
第 3 章 信託元本及び収益の意義と収益及び費用の帰属	296
第 1 節 信託契約における元本受益権と収益受益権の意義	296
1 信託法における元本受益権と収益受益権の意義	296
2 元本・収益受益権者の権利と信託財産との関係	297
3 信託元本及び収益の決定方法	298
4 小括	298
第 2 節 収益及び費用の帰属	299

1	実質所得者課税の原則	299
2	信託に係る収益・費用の帰属に関する規定	301
3	収益及び費用の帰属時期	302
4	実質所得者課税の原則と費用収益対応の原則との関係を踏まえた 質的分割信託における減価償却費の取扱いについての考察	304
第 4 章	信託収益に対する新たな課税方式の検討	307
第 1 節	基本的な考え方	307
第 2 節	課税方式別の信託の種類	308
1	現行制度における信託課税の種類	308
2	受益者等課税信託との区分の必要性	309
3	税制上の新たな信託の区分の創設	311
第 3 節	質的分割信託の受益権	313
1	信託受益権により帰属する収益・資産等の範囲	313
2	元本償却受益権相当額の金銭を分配しない場合	316
3	信託契約に収益受益権と元本償却受益権の 区分の定めがない場合	316
4	元本受益権を有する者が受益すべき収益等について	317
第 4 節	信託設定時の課税関係	319
1	受益権の取得に際して適正な対価の支払がある場合	319
2	受益権の取得に際して適正な対価の支払がない場合	327
第 5 節	信託期間中の受託者における所得金額の計算	334
第 6 節	所得の配賦等を受けた受益者に対する課税	336
1	所得の配賦の認識基準	338
2	所得区分の取扱い	339
3	受益権を有償で取得している場合の取得費の取扱い	341
4	信託において生じた損失の取扱い	342
第 7 節	信託に留保された所得に対する課税方式	344
1	留保所得が各受益者に配賦されたものとして課税する方式	344

2 受益者に配賦されなかった所得を全て信託留保所得として 課税する方式	346
3 信託留保所得の分配があった場合の課税方式	349
4 法人課税信託との関係	352
第 8 節 信託受益権を譲渡した場合の課税	353
第 9 節 信託終了時の課税関係	356
第 10 節 その他検討を要する事項	358
1 受託者計算信託の信託財産に帰せられる収益に係る 源泉徴収義務者の変更	358
2 信託の計算書の整備	359
結びに代えて	361

凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

《法令等》	《略称》
所得税法・・・・・・・・・・・・・・・・	所法
所得税法施行令・・・・・・・・・・・・	所令
租税特別措置法・・・・・・・・・・・・	措法
所得税基本通達・・・・・・・・・・・・	所基通

はじめに

平成 18 年に公布された新信託法（平成 18 年法律 108 号）の施行にあわせ、平成 19 年度税制改正において信託税制の改正が行われた。この改正によって税法上新たな類型として設けられた受益者等課税信託では、信託財産に属する資産及び負債は受益者が有するものと、信託財産に帰せられる収益及び費用は受益者に帰属するものとそれぞれみなすとともに（所法 13 条 1 項）、信託の受益者が複数存在する場合には、信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、その信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられることとされた（所令 52 条 4 項）。

新信託法では、受益者が複数存在する場合には、その受益権を量的に分割するだけでなく、収益の分配を受ける受益権と元本の分配を受ける受益権への分割のように、質的に内容の異なる受益権を設定することも可能となっている。しかしながら、このような質的に内容の異なる受益権が設定された場合に、各受益者は具体的にどのように信託財産に属する資産及び負債を有し、信託財産に帰せられる収益及び費用が各受益者に帰属するものとして所得税の計算を行うべきかが、法令上も税務解釈としても明らかではない。

また、信託財産に帰せられる収益の全てを受益者に分配せずに一部を留保する信託契約を締結することも可能であるが、この場合には、一部の受益者にその信託から生ずる全ての収益が帰属するものとして課税が行われるため（所基通 13-1）、最終的に利益を享受しない者に対して課税が行われることもあり得ることとなっており、合理的ではないとの批判が存在しているところである⁽¹⁾。

このため、受益権が質的に分割される信託のうち、今後、個人の財産管理や承継のために活用が見込まれる元本分配と収益分配を受ける権利を分割する信

(1) 佐藤英明「他益信託と課税－平成 19 年改正後の信託課税」税務事例研究 109 号 31・32 頁（2009）。

託や、信託収益を受益者に分配せずに、その全部又は一部が留保される信託を念頭に置き、現行の受益者等課税信託に代わる新たな課税方式を検討することとしたい。

本稿におけるその検討の手順としては、第 1 章において、明治時代から現在までにおける我が国の信託法制の変遷を概観して信託を巡る状況の変化を把握するとともに、本稿の主な検討対象となる民事信託が新信託法の下において信託制度の柔軟化・多様化のきっかけともなったといわれるため、その活用事例を紹介する。第 2 章においては、民事信託において活用が見込まれる受益権が質的に分割された信託や信託財産に帰せられる収益の全部又は一部が受益者に分配されずに留保される信託について、現行の受益者等課税信託の考え方の下で課税する場合に生じる問題点について考察する。第 3 章においては、受益権が質的に分割された信託に対する課税方式を検討する前提として、信託契約における元本・収益の意義、信託契約における元本・収益の分配を受ける権利と信託財産との関係、現行の税法における所得の帰属に関する原則と信託に係る収益・費用の帰属に関する考え方の違いを確認した上で、受益権が元本・収益に関する権利に分割された信託の減価償却費の帰属のあり方について検討を加える。第 4 章においては、受益権が質的に分割された信託や収益の全部又は一部が信託に留保される信託に対する課税法式について、従来の受益者等課税信託による考え方を修正し、その信託財産に帰せられる資産・負債及び収益・費用を、私法上の関係とその経済的な実態も踏まえて受託者に帰属させ、受益者には、収益及び費用の総額ではなく、信託段階で受託者により計算された所得金額が受益者に配賦され、帰属することとする新たな信託収益に対する課税方式について、立法することを念頭においた具体的な制度設計について検討を行う。

第 1 章 信託を巡る状況の変化等

本章では、我が国における信託に関する制度の変遷を簡単に概観する。そして、平成 19 年に施行された新信託法においては、我が国ではあまり利用されてこなかった民事信託が活用しやすくなったとされるが、その民事信託の適用例として、福祉型信託や事業承継のための信託の活用事例を紹介する。

第 1 節 我が国における信託法制の歩み

1 新信託法の制定まで

我が国への本格的な信託制度の導入は、明治 38 年の担保附社債信託法（明治 38 年法律 52 号）の制定であるといわれている。同法は、日露戦争集結に伴う経済復興のために、外資の導入を促進するという我が国の経済的なニーズを踏まえて制定されたものであるとされる。この外貨獲得のための政策の一環として制定された同法は、受益者である社債権者のために、委託者である社債発行会社の指定する財産上に受託者が担保権を設定することにより、社債を担保の裏付けによって信用力を高め、外国資金による社債取得を促すという内容であった⁽²⁾。

その後、大正期にかけての経済発展に伴い、信託ブームとも呼ぶべき社会現象が出現した。これは、個人や企業が信託の名の下に、高利貸し、不動産仲介、投資、訴訟代行等の雑多な事業を行うようになったものである。このような事業を営む多くの事業者は、経営も不健全な中小業者であり、資力や信用力に乏しいものが多く横行しており、社会問題化していた。このような状況に対処するために不健全な業者を取り締まる必要が生じ、その前提として、信託の概念や民事的な法律関係を明らかにする観点から、大正 11 年に旧信託業法とともに制定されたのが旧信託法であった。このように、旧信

(2) 新井誠『信託法〔第 4 版〕』17・18 頁（有斐閣、2014）。

託法の主たる目的は、信託の発展を促進し、その利用に対する社会的ニーズを保護することにはなく、制定当事に横行していた不健全な業者を取り締まることにあったため、強行法規的な規定が多く、柔軟で効率的な信託設計や運営ができるような内容とはなっていなかった⁽³⁾。

その後、我が国においても経済社会における活動が発展・多様化し、信託の利用も拡大していったが、その受託者は「金融機関の信託業務の兼営に関する法律（昭和 18 年法律 43 号）」により銀行業との兼営の免許を受けた信託銀行が商事信託の中核を占めていた。これは、第二次大戦後の厳しいインフレにより経営が悪化した当時の信託会社が、昭和 23 年の時点で一斉に銀行業務と信託業務を兼営する信託銀行に転換したためである⁽⁴⁾。この時期には、昭和 26 年に証券投資信託法が、昭和 27 年に貸付信託法が制定され、これらの法律に基づき金銭を信託財産とする集団信託が盛んに行われるようになり、我が国の信託は、信託銀行を受託者とする商事信託を中心に発展してきたといえる⁽⁵⁾。また、平成の時代に入ってから、集団投資スキームに関する法制度面の整備が行われ、投資信託及び投資法人に関する法律や資産の流動化に関する法律などの特別信託法が一般信託法よりも発展を遂げてきたといえる⁽⁶⁾。

このように我が国の信託の特質としては、受託者が信託銀行に限定され、信託の財産管理機能よりは信託銀行の金融機能が活用された集団投資信託を中心に発展してきたことである⁽⁷⁾。これは、英米の信託が、財産の所有者が

(3) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』4頁（商事法務、2008）。新井・前掲注(2)18・19頁。

(4) 新井・前掲注(2)20頁。

(5) 集団信託が我が国において発展した理由は、①委託者の信託金が比較的少額で、単独では運用の単位にならなかったこと、②運用方法は、企業への長期貸付が中心であったが、安定した貸付けには個別信託の金銭よりも多数の委託者から分散受託した小口の信託財産をまとめた方が借り手にもよかったこと、③信託業法に、実績配当主義や忠実義務の例外が規定されるとともに、税法の優遇措置（マル優）が存在していたこと、が挙げられる（新井・前掲注(2)28頁）。

(6) 占部裕典『信託課税法—その課題と展望—』2、32頁（清文社、2001）。

(7) 新井・前掲注(2)30頁。

子や孫の扶養や教育等のために、その財産を信頼できる委託者に託して管理処分を義務付けるといった民事信託を中心に発展してきたということと大きく異なる点であるといわれている⁽⁸⁾。

2 新信託法の制定

このような状況の中で、旧信託法の施行から 85 年を経て制定された新信託法は、新たなビジネスツールの供給と高齢化社会における個人資産管理のためのツールの供給という 2 つの大きなミッションをもって成立したものであるといわれている⁽⁹⁾。すなわち、新信託法は、これまでの信託銀行を受託者とする商事信託に対応することのみならず、高齢者や障害者の後見人等が委託者となって行う財産管理を目的とする信託や個人財産の管理承継のための信託に対応することも念頭において制度が構築されている。これは、これから更に進んでいく高齢化社会において必要なインフラであり、新信託法における信託の多様性へのきっかけともなったものであろう。

新信託法の特色としては 3 点に集約できるとされる⁽¹⁰⁾。第一に、当事者の私的自治を基本的に尊重する観点から、旧法の過度に規制的なルールを改め、受託者の義務の内容を適切な要件の下で合理化している。具体的には、受託者の忠実義務や信託事務の処理の第三者への委託（自己執行義務）に関する規定の合理化が行われている。第二に、受益者のための財産管理制度としての信頼性を確保する観点から、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規定や制度を整備している。具体的には、帳簿の作成・保存・報告・閲覧等の規定の整備、受益者による差止請求の制度の導入、複数受益者の意思決定における多数決制度の導入、信託監督人及び受益者代理人制度の新設が行われている。第三に、多様な信託の利用ニーズに対応するため、新たな類型の信託の制度を創設している。具体的には、自己信託、受益証券発行信

(8) 能見善久『現代信託法』5・6頁（有斐閣、2004）。

(9) 佐藤英明「19 年度改正の概観と受益者等課税信託について－信託と税制シリーズ：第 1 回（全 3 回）－」租税研究 731 号 148 頁（2010）。

(10) 寺本・前掲注(3)13 頁。

託、限定責任信託、受益者の定めのない信託の創設が行われている。

第 2 節 新信託法による民事信託

我が国における民事信託と商事信託の違いは、家産承継や家族財産管理のための信託であるか、集団ファンドや証券化のための信託であるかの違いに求める立場が有力であるとされている⁽¹¹⁾。他方、民事信託と商事信託の区分を、信託法と信託業法における受託内容の違いに求める立場では、民事信託とは、信託のうち信託業者（信託銀行や信託会社）が受託者とならないもの、又は信託業法が適用されない信託を意味するものとなる⁽¹²⁾。これは、信託法は受託事務の内容を一定の目的に従って「財産の管理又は処分」及び「その他の当該目的の達成のために必要な行為」をすることとしている一方、信託業法の受託事務の内容は「財産の管理及び処分」が主となるため、親族等が受託者となる後見代替の民事信託においては、高齢者や障害者である委託者の財産の管理とその委託者の身上監護（生活や福祉の支援確保）や介護を同時に引き受けることが可能となるが、信託銀行等が受託者となる商事信託では、身上監護のようなサービスを付帯的に提供することは実際上困難となるためである。このため、上記のような包括的な事務の委託を行う個人間の民事信託では、これまで形成されてきた信託業者に適用される信託法理とは異なる法理をあてはめるべき場合も少なくないとするものである⁽¹³⁾。

信託の重要な機能のひとつに財産管理機能がある。この財産管理機能は民法上の任意代理、委任、寄託、遺言執行等にも存在するものであるが、信託が有する財産管理機能の特徴としては、財産権の名義を受託者に移転することにより、財産の支配権を受託者に移すことができる転換機能があることである。高齢者や障害者等のような財産管理能力が劣る者にとってはこの転換機能を利用

(11) 大垣尚司「民事信託の基礎」新井誠＝大垣尚司編著『民事信託の理論と実務』10 頁（日本加除出版、2016）。

(12) 大垣・前掲注(11) 1～4 頁。

(13) 大垣・前掲注(11)13 頁。

することにより、受託者による信託財産に係る所有権の拘束を受けることが信託を活用するメリットとなる⁽¹⁴⁾。

このような民事信託の活用方法は、どのようなものが考えられているのだろうか。次に、このような家族信託や個人信託といわれる民事信託の実例を見てみる。

(1) 高齢者福祉型信託⁽¹⁵⁾

高齢者である S は、認知症を患った妻 B が金銭の管理を行うことができないことから、S の死亡による相続により妻 B が金銭を取得することがないように、生前に子 T を受託者として B に残すべき金融資産を信託し、S の死亡後は、その信託財産から必要な生活費や医療費等が妻 B のために使われるようにした。

(2) 未成年者養護信託⁽¹⁶⁾

病弱な母 S は、数年前に離婚をしたが、万が一自分が死亡して、元の配偶者に子 B の親権が回復した場合でも、子 B に相続させる居住用不動産や金融資産を元の配偶者に費消されないようにとの考えから、未成年者の後見人を親族 T に指定し、当該居住用不動産や金融資産を信託財産として、その T を受託者とする信託を設定した。子 B が成年するまでは子 B を受益者として、居住用不動産を居住の用に供するとともに、信託財産である金融資産から生ずる収益の分配を受けることとした。また、子 B が成人した場合には信託が終了し、残余財産の分配を受けることができることとした。

(3) 配偶者支援及び相続対策のための信託⁽¹⁷⁾

高齢者である S は、親族 T を受託者とする遺言信託を設定した。信託財産は自宅を兼ねた賃貸用不動産であり、収益受益権者は妻 A とし、元本受

(14) 新井誠「民事信託の新たな展開」能見善久＝樋口範雄＝神田秀樹編『信託法制の新時代－信託の現代的展開と将来展望－』263～265 頁（弘文堂、2017）。

(15) 遠藤英嗣『新しい家族信託〔新訂〕』421～426 頁（日本加除出版、2016）。

(16) 遠藤・前掲注(15)463～470 頁。

(17) 遠藤・前掲注(15)477～481 頁。

益権者を子 B 及び子 C とした。S は妻 A が負担するであろう相続税額に見合うほどの金融資産しか有しておらず、妻 A の死亡による相続により遺産分割が生じた場合には、不動産を売却せざるを得なくなることを懸念していたが、当該信託は妻 A の死亡時まで存続することとされているため、妻 A は収益受益権に基づき、信託財産である不動産に居住し続けることが可能になるとともに、当該不動産から生ずる家賃収入により生活費を確保することができる。また、子 B 及び子 C は、妻の死亡時に相続財産として不動産を取得することができることとなる。

(4) 事業承継のための信託⁽¹⁸⁾

経営者である S は、親族 T を受託者とする信託を生前に設定した。信託財産は自社株式とし、信託契約において長男 A と次男 B を収益受益権者とするが、議決権行使の指図権を、経営者 S が生存中は自らに、経営者 S が死亡後は長男 A のみに付与した。これにより、経営者 S は、2 人の子のうち、長男 A に対しては経営権を取得させ、次男 B に対しては経営権を取得させずに経済的利益のみを取得させることができることとなる。

これらは委託者の親族を受託者として民事信託を設定している事例であるが、信託は難解な制度であり、信託財産の管理運用も単純なものではないため、全ての個人が受託者としてのノウハウを具備しているとは限らない。むしろ、そのような知識を有しない個人の方が多数を占めると思われることから、我が国において民事信託を普及させるために、信託銀行や弁護士等の第三者を関与させた民事信託の仕組みも提案されている。具体的には、①信託銀行や信託会社は、個人信託のメリットである高齢者等の身上監護と結びつけた日常的な財産管理を行うことの代わりに、受託者としての継続力の高さを基に、受益者に終身タイプの給付や受益者の変更を伴う給付などのソリューションを提供し、個人を受託者とする信託との相互補完関係を築く、②弁護士や司法書士等の専門家である信託監督人を指定し、受託者の監督をしつ

(18) 民事信託研究会『民事信託の活用と弁護士業務のかかわり』44・45 頁（トラスト 60 研究叢書、2009）。

つ、個人を受託者とするに相応しい信託スキームの提案等のアドバイスを受ける、③家族という枠組みを超えて、町内会や自治会といった地域社会をベースにした集団単位での相互扶助の仕組みを構築し、高齢者の財産管理等の目的のために、このような地域単位で信託を活用する、というものである⁽¹⁹⁾。このような提案が多く具体化されることにより、民事信託の利用がより促進されるであろう。

(19) 野口雄介「個人を受託者とする信託の課題と対応策に関する考察」信託法研究 36 号 57～60 頁 (2011)。新井・前掲注(14)270・271 頁。

第 2 章 現行制度における課税上の問題点

本章では、現行の受益者等に課税することを原則とする制度の下で、質的に受益権が分割された信託や収益が受益者に分配されずに留保される信託等について課税する場合の問題点について整理する。

第 1 節 受益権を元本受益権と収益受益権に分割した信託

ここでは具体的な事例を設定して、現行法における問題点を検討してみたい。

【事例 1】

A（個人）は、自己が所有する賃貸用建物（時価 1 億円）を信託財産として、以下の信託契約を締結した。

- ① B（個人）に収益受益権を付与し、信託期間中の信託財産の運用により生じる家賃収入 100 万円を 10 年間に渡って分配する。
- ② B は、この収益受益権の対価として、信託設定日に A に対して 950 万円を支払った。
- ③ C（個人）に元本受益権を付与し、信託終了後に信託財産を交付する。
- ④ C は、元本受益権の対価として、信託設定日に A に対して 7,000 万円を支払った。
- ⑤ 信託設定日から 1 年経過後に、B は収益受益権を D（個人）に 900 万円で譲渡した。
- ⑥ 同じく、信託設定日から 1 年経過後に、C は元本受益権を E（個人）に 7,100 万円で譲渡した。
- ⑦ 当該信託契約に係る信託報酬は、年間 10 万円とする。

1 信託設定時の課税関係—収益受益権について—

本事例の②のように、B が A に収益受益権の対価として支払った 950 万円については、どのように課税されるのであろうか。この収益受益権の価額で

ある 950 万円の算定に当たっては、信託期間中の 10 年間に収入されるであろうと見込まれる家賃（100 万円×10 年間）の合計額を現在価値に割り引いたものと考えることができる。また、当該収益受益権者は、その権利の内容に応じて信託財産に属する資産及び負債を有し、信託財産に帰属する収益及び費用はその受益者に権利の内容に応じて帰せられることから、信託の設定により B が有していた賃貸用建物に包含されていた権利の一部が A に対して移転したとみることができる。このような前提の下では、次のように課税することが考えられる。

(1) 雑所得として課税

収益受益権は信託を設定することによって生ずる権利であるが、信託法 2 条 7 項において、「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいうと規定されている。この収益受益権はこの受益債権の一部を成すものであると考えると⁽²⁰⁾、収益受益権は家賃を受領することができるという内容の債権の譲渡であり、雑所得として課税すべきと考えることができる。なぜなら、金銭債権の譲渡は譲渡所得を生ずべき資産の譲渡には該当せず、資産の移転にも該当しないと取り扱われているためである⁽²¹⁾。この場合の取得費は、収益受益権が信託の設定により創設されるものであり、委託者が収益受益権の取得のために要した金額はないと認められるため、ゼロとして計算すべきとなる。

(20) 新井誠教授は、受益権とは、株式会社における株主権と同様、自益権と共益権からなる複合的権利ないし包括的権利であると表現でき、この自益権とは、信託（信託財産）から経済的利益を取得できる受益者の権利（元本受益権、収益受益権）を指すとされる（新井・前掲注(2)66 頁）。

(21) 所基通 33-1。

(2) 建物の譲渡所得（分離課税）として課税

「サンヨウメリヤス土地賃借事件」⁽²²⁾では、「所有者が当該土地の使用収益権を半永久的に手離す結果となる場合に、その対価として更地価格のきわめて高い割合に当たる金額が支払われるというようなものは、経済的、実質的には、所有権の機能の一部を譲渡した対価としての性質をもつものと認めることができるのであり、このような権利金は、……譲渡所得に当たるものと類推解釈するのが相当である」とされている。これを踏まえると、収益受益権の設定の対価が、その内容から使用収益権を半永久的に手離したといえるのかどうかということになる。つまり、使用収益権の内容によって、その受益権の対価が信託財産の所有権の機能の一部の譲渡という実質を持つのかどうかということによって判断することとなる⁽²³⁾。

この考え方に立つと、事例の収益受益権は、土地の使用収益の対価を 10 年間 B に与えること内容とするものであるため、その所有権の一部の権能を譲渡したとみることができる場合には譲渡所得として課税することとなるものの、このような実質的な判断をすることは、実際には困難であるため、所得税法施行令 79 条において、時価の 2 分の 1 を超える権利金が支払われた場合にこれを譲渡所得として課税している⁽²⁴⁾。同条の対象となる権利金の範囲には収益受益権の対価は含まれていないため、立法措置を講

(22) 最判昭和 45 年 10 月 23 日民集 24 卷 11 号 1617 頁。

(23) 佐藤英明教授は、このような考え方を「実質説」と命名されている（佐藤・前掲注(1)45 頁、佐藤・前掲注(9)156・157 頁）。

(24) 税制上、権利金等を譲渡所得の収入とみるのは、いうまでもなくその收受に伴っていわば土地の用益権部分が譲渡されたとみられるような場合であり、権利金に種々の性格のものがあることを考えると、権利金の收受があれば一概にそれを譲渡所得の収入とみるのは適当でなく、また、実際問題として個々のケースに即してその性格を認定し、その所得分類を判断するというのも税務執行上難点があるところから、ある程度まとまった権利金の収入があったときは、地主にとってそれに伴う大幅な地価の下落が生じ、実質的に用益部分の譲渡があったとみられるという考え方の下に、そのためのいわば常識的な判断の基準として「2 分の 1」基準が定められたものといえる。その意味で 2 分の 1 という基準自体は格別理論的な根拠があるとも見受けられないが、ある程度個別の妥当性を犠牲にしても何らかの基準を設ける必要があるところから、このような制度が定められたものと考えられる（植松守雄編著『注解所得税法〔五訂版〕』722 頁（大蔵財務協会、2011））。

じずに建物の譲渡所得として課税することは困難であるとも考えられる。

(3) 不動産所得として課税

収益受益権の対価の支払を受けた A は、信託期間中の 10 年間に収入すると見込まれる家賃を一括して受領したことで同一の経済的利益を得たことになる。このため、その所得の実質的な内容を重視し、所基通 33-5(1) の考え方に準じて、契約において定められている支払日又は支払の請求日⁽²⁵⁾において不動産所得に係る収入金額として課税することが考えられる。

この場合、本事例の収益受益権の対価は、10 年間の信託期間中に生ずると見込まれる不動産の使用の対価を一括受領するものと捉えることも可能であるため、臨時所得として取り扱うことも考えられる。なお、不動産所得に係る収入金額を一括して計上した場合には、その年の翌年以後に生ずると見込まれる費用又は損失の金額の見積額を含めて必要経費に算入することとされている(所基通 37-3)。このため、収益受益権の対価を不動産所得に係る収入金額として一括して計上した場合には、収益受益権に基づき収益の分配を受ける受益者が、信託期間中の各年における不動産所得の金額の計算に際し、減価償却費の必要経費への算入などをどのように行うかという問題が生ずるものと思われる。

2 信託設定時の課税関係—元本受益権について—

本事例の④のように、C が A に元本受益権の対価として支払った 7,000 万円については、どのように課税されるのであろうか。この元本受益権の価額である 7,000 万円の算定に当たっては、信託財産である建物の 10 年後の価額を推定したものと考えることができる。この場合にも、元本受益権者は、その権利の内容に応じて、信託財産に属する資産及び負債を有し、信託財産に係る収益及び費用が帰せられることとされるが、この信託課税の原則に照

(25) この場合の支払日又は請求日は、収益受益権の対価に係る支払日又は請求日とすべきと考える。

らし、どのように課税することが考えられるであろうか。

(1) 雑所得として課税

上記 1 (1) のとおり、受益権は債権的な権利であるとする考え方に立てば、本事例の元本受益権は 10 年後に信託財産を移転する権利であり、その権利の設定時点で直ちに信託財産を移転しているものではない。このため、元本受益権の移転についても収益受益権の移転と同様に、受益債権の一部である元本受益権の譲渡として総合課税の対象となる譲渡所得として課税することが考えられる。この場合には、信託を利用することによって資産の性質をコンバージョンすることが可能となるため、租税回避の具に利用されるおそれが大きくなるというデメリットがある⁽²⁶⁾。

(2) 建物の譲渡所得（分離課税）として課税

元本受益権は収益受益権と異なり、信託財産そのものを取得することができる権利であるため、税法上はこれを債権として課税することは適当でなく、また、受益権を有する者は資産及び負債を有するものとみなすこととされていることから、その実質面を重視し、建物そのものを譲渡したものとみて、分離課税の対象となる建物の譲渡所得として課税することが考えられる。

3 信託期間中の課税関係

本事例では、受益者が複数存在することから、所得税法施行令 52 条 4 項の規定により、その有する受益権の内容に応じて信託財産に属する資産及び負債を有し、信託財産に係る収益及び費用が帰せられることとされる。この場合に、家賃収入、減価償却費及び支払った信託報酬がどのように収益受益権者又は元本受益権者に帰属し、課税される場合の所得区分はどのようになるのが問題となる。また、信託設定時に収益受益権者が支払った受益権の

(26) 佐藤英明教授は、この考え方を擬制説と命名され、現行法の一般的な規定との整合性、親和性は高いが、コンバージョンによる租税回避の可能性を大きく開いてしまうため、擬制説を採る場合には、租税回避の個別的否認規定を作る必要があると指摘される（佐藤・前掲注(1)46・47 頁、佐藤・前掲注(9) 158・159 頁）。

対価の額は、どのように所得計算上考慮されるのかという点も問題となる。

(1) 不動産所得として課税

まず、収益受益権者が支払を受ける収益に対する課税方法であるが、年間の家賃収入 100 万円は不動産所得の収入金額とする。これは、本事例の収益受益権の目的は、家賃収入に係る収益の分配を受けることであるため、その課税にあたっては信託財産の個性に由来する所得区分を引き継ぐという考え方である。

この場合、賃貸用建物の減価償却費については、どのように取り扱うべきであろうか。信託課税の原則により、信託財産である建物は元本受益権者に帰属するというのであれば、収益受益権者に係る不動産所得の金額の計算上、減価償却費は必要経費に計上することはできないこととなる。ただし、本事例の元本受益権は 10 年間の信託期間終了後に残余財産を受け取ることができる権利であり、これも妥当しない。

それとも、収益受益権者には、当然に収入金額が生ずべき期間に対応する減価償却費も帰属するものとして不動産所得の金額を計算すると考えるべきなのか。このように考えた場合、受託者に支払った信託報酬や租税公課、借入金利子などの他の費用についてはどのように帰属割合を定めるべきかという基準を別途用意する必要が生ずる。このような解釈上の疑義が生じるのは、信託法において収益受益権や元本受益権の定義がなく、実務においても性質の異なる様々な場面で使用されているため、その権利内容が明らかでないことも一因であると思われる⁽²⁷⁾。

また、B は、収益受益権を 950 万円で取得しているが、この取得費はどのように必要経費に算入するかは、現行制度においては明らかではない。一括による償却をすることが可能であるか、または、繰延資産のように均等償却をすることが適当であろうか。仮に、この収益受益権が、利子所得や配当所得を得ることができる権利である場合には、これらの所得の金額

(27) 次章第 1 節参照。

の計算上には必要経費概念が存在しないため、収入金額から収益受益権の取得費を控除することはできないこととなる。

(2) 雑所得として課税

信託財産に属する賃貸用建物は元本受益権者に帰属するものとみなされるため、当該建物から生ずる収益及び費用は元本受益権者に帰属するものとし、収益受益権者は元本受益権者からの利益の分配を受けるものと観念する。このため、収益受益権者が分配を受ける収益は、不動産所得には該当せず、雑所得として課税するという考え方である⁽²⁸⁾。

この考え方を採った場合には、様々な問題が生ずる。まず、信託法上、受益債権は、受託者が受益者に対し負う債務であるとされており⁽²⁹⁾、税法において信託財産の帰属をみなしただけで、このような債権債務関係までも擬制することが出来るかは疑問なしとしない。また、信託から生ずる利益を受けることが出来ない元本受益権者に収入及び支出を帰属させることは、信託関係者の実感にも合致しないと思われる。さらに、元本受益権者から収益受益権者への収益の分配は、不動産の貸付けに要した費用ということではできないため、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することができるのかという問題も発生する。

4 収益受益権を譲渡した場合の課税関係

本事例の⑤のように、収益受益権を 950 万円で取得した B が、これを 900 万円で譲渡した場合には、どのように課税すべきであろうか。これは、信託設定時の収益受益権の対価に係る課税関係と連動してくるものと考えられる。上記 1 (1) のように、収益受益権の設定の対価を金銭債権と捉えた場合には、これを譲渡した場合にも同様に金銭債権の譲渡となろう。上記 1 (2) のとおり、その設定の対価を建物の譲渡所得として分離課税の対象とする場合に

(28) この場合における収益受益権に基づく利益の配賦は、上記 (1) とは異なり、ネットで行われることとなる。

(29) 信託法 2 条 7 項。

は立法措置が必要と考えられるものの、土地の上に存する権利の譲渡と同様に、収益受益権の譲渡についても建物の譲渡所得として課税すべきことになろう。また、上記 1 (3) のように、その設定の対価を不動産所得として課税する場合には、既に課税済みの不動産所得に係る家賃収入を受領する権利が譲渡されることから、未収家賃に係る金銭債権を譲渡した場合と同様の経済的実質を有すると認められ、この場合には、上記 1 (1) と同様に、金銭債権の譲渡として雑所得として課税すべきと考えられる。

5 元本受益権を譲渡した場合の課税関係

本事例の⑥のように、元本受益権を 7,000 万円で取得した C が、これを 7,100 万円で譲渡した場合には、どのように課税すべきであろうか。元本受益権の譲渡による所得に対する課税方式についても、収益受益権の場合と同様に、その設定時の課税方式と連動してくるものと考えられる。

上記 2 (1) のように、設定時に権利の譲渡として総合課税の対象となる譲渡所得として課税する場合には、その後の譲渡時においても同様に、総合課税の譲渡所得とすべきである。上記 2 (2) のように、設定時に建物の譲渡所得として分離課税の対象とする場合には、その後の譲渡についても同様の課税方式により課税すべきこととなる。このように解した場合には、譲渡により建物が第三者に再取得されたことになるため、建物の減価償却費を計算する際の取得価額を 7,100 万円として計算し直すべきかという問題が生ずることになる⁽³⁰⁾。

6 信託終了時の課税関係

信託終了に伴い、残余財産である賃貸用建物が受託者から元本受益権者に移転した場合には、課税関係は生じないものと考えられるが、その元本受益権者が取得した賃貸用建物の取得価額について、どのように処理すべきかが

(30) 減価償却費に関する同様の問題は、信託設定時にも生じ得る。

問題となり得る。すなわち、信託期間中は収益受益権に基づき分配を受ける家賃収入に係る不動産所得の金額の計算に当たって減価償却費が必要経費として計上されるため、信託終了時の賃貸用建物の簿価はその減価償却費を控除した金額となる。信託終了に伴いその賃貸用建物を取得した元本受益権者は、その賃貸用建物の簿価（未償却残高）を引き継ぐこととなるのか。また、未償却残高を引き継ぐこととした場合に、この未償却残高と元本受益権者が支払った元本受益権の対価の額（7,100 万円）に差額が生じるときは、その差額はどのように処理すべきか。

第 2 節 信託財産に収益が留保される信託

次に、信託に収益の一部が留保される場合の現行制度における問題点について、具体的な事例に基づき検討してみたい。

【事例 2】

F（個人）は、自己が所有する株式（時価 1 億円）を信託財産として、以下の信託契約を締結した。

- ① 信託財産から生ずる配当の 50% を G（F の配偶者）に、30% を H（F の子）に、20% を将来出生する F の孫に分配する。
- ② F の孫が出生するまでは、当該孫に分配されるべき配当の 20% は信託に留保する。
- ③ F の孫が出生した場合には、その出生の日に、留保されていた金銭を全てその孫に分配する。

1 留保された信託利益に対する課税

受益者等課税信託では、信託の受益者が複数存在する場合には、信託財産に属する資産・負債及びその信託財産に帰せられる収益・費用の全部が、それぞれの受益者にその信託の受益者の有する権利の内容に応じて帰属することとされている（所令 52 条 4 項）。したがって、信託財産について生じた収

益の一部が信託に留保された場合でも、現存するその信託の受益者にその留保された収益が帰属するものとして課税が行われる（所基通 13-1）。このため、本事例により留保される配当は、現存する受益者である G 及び H に帰属するものとして課税されることとなる。

これは、受益者等課税信託では、信託内に収益を留保することにより、徒に課税繰延べを生じさせないことを企図したものであると考えることができるが、最終的に利益を享受しない者に対して課税する結果となることも生じ得るものとして合理的ではないとの批判が存在しているところである⁽³¹⁾。

また、現存する受益者が 2 以上である場合には、各受益者に必ずしも量的に均等に分割されて帰属する訳ではなく、信託契約等の実態に応じて帰属するとされるため、具体的にどのような割合でどのように各受益者に帰属させるのかという基準は必ずしも明らかではない。特に本事例のように、受益者が現存せずに将来に登場する場合などは、信託契約等にも分配の基準の根拠を求めることは困難であると思われる⁽³²⁾。

信託は共有とは異なり、全ての信託財産を受益者が有しているわけではなく、誰のものでもない財産を生み出すことができる仕組みだといわれる。このため、共有の場合には常に共有者の全員で 100% の所有権を有しているが、信託の場合には、複数の受益者のうちの 1 人が不存在となっても、その不存在となった受益者の受益権が必ずしも他の残った受益者に帰属することになるわけではなく、他の誰にも帰属をしないこともあり得る。現在の信託に留保された所得に対する課税関係は、相続税法を含め、このような信託の法律関係と合致していないといえる⁽³³⁾。

(31) 佐藤・前掲注(1) 31・32 頁。占部裕典「信託税制について」信託 245 号 107 頁(2011)。

(32) 本事例の場合には、将来 F の孫に分配する収益として信託に留保される配当については、G と H の配当の受益割合に応じて、G に 8 分の 5、H に 8 分の 3 での割合で帰属するものとして課税されることが合理的であろう。ただし、G と H への分配割合が、本事例のように割合で定められていない場合、例えば、病気にかかった場合にその治療費分を信託収益から分配する場合などには、その確率を推定することも困難であるため、2 分の 1 ずつ課税するという方式を採らざるを得ないか。

(33) 佐藤英明「収益留保型信託等について—信託と税制シリーズ：第 3 回（全 3 回）」

2 法人課税信託との関係

法人課税信託の一類型として受益者等が存しない信託がある。この信託課税の類型は、受益者等が存しない期間がある信託の所得に対して何とかして課税をすることが目的であり、これを可能にするための技術的な手段を提供することにあるとされている⁽³⁴⁾。本事例において孫が出生するまでの間に G に収益等が帰属するものとみなして課税しているのも同様の趣旨であるものと考えられるが、法人課税信託では、信託の受託者を納税義務者として法人税が課税され、本事例では、現存する受益者を納税義務者として所得税が課税されることとされており、その課税方式や税率に違いが生じていることをどのように考えるべきかという問題が存在する。

第 3 節 受益権に優先権と劣後権を設定した信託

個人が委託者となる信託で、その受益権に優劣を設けるものとしては、例えば、受益者である H と J が存在する場合に、H には年間 100 万円の収益を分配し、J にはその残余の収益を分配するという信託や、受益者のうち、冠婚葬祭があった者や疾病・怪我の治療費を支出した者に対して、その要した費用に相当する金額の収益を分配するといった信託が考えられる。

同様に、費用の分配に優劣を設ける信託も設定し得る。例えば、受益者 H が信託費用の全てを負担することとし、受益者 J は分配される収益の額にかかわらず、信託費用は一切負担しないという信託が考えられる。この場合、信託において生じた損益の額と、各受益者に分配される損益の額は、収益の受益割合に応じて比例的ではなくなる。

また、法人が委託者となる信託で、その受益権に優劣を設けるものは、資産の流動化のためのツールとして利用されている。例えば、銀行が保有する住宅

一」租税研究 733 号 133 頁 (2010)。

(34) 佐藤英明「法人課税信託について—信託と税制シリーズ：第 2 回（全 3 回）—」租税研究 732 号 138 頁 (2010)。

ローン債権を信託銀行に信託し、その受益権を優先受益権と劣後受益権に分割し、優先受益権を投資家に販売して資金調達を行っているものである。

このような信託に係る収益に対しては、現行の受益者等課税信託の課税方式によると、どのような課税となるであろうか。信託財産に帰せられる資産・負債及び収益・費用は受益者に帰属することとされていることから、収益の分配金に比例して費用も配分されると考えるべきであろうか。そのようにした場合には、受益者相互間の収益の分配割合が毎年変動することとなるため、受益者相互間の信託財産の持分（帰属）割合も毎年変動し、受益者同士で信託財産の持分の贈与を毎年繰り返しているようになってしまう。逆に、受益者相互間の信託財産の持分割合を固定すると、収益及び費用の配分もその割合で固定すべきこととなる。

次に、H が信託費用の全額を負担するとした場合には、J が確定申告をする際に当該信託所得に係る費用はゼロとして計算することになるのであろうか。この場合には、信託財産の帰属と信託財産に帰せられる所得の帰属とが不整合となり、現行の受益者等課税信託の考え方の下では不合理な課税となるであろう。このため、J が負担すべき必要経費を H が負担したとして贈与課税の対象ともなり得るのであろうか。

いずれにしても、現行の受益者等課税信託の下での合理的な計算方法は、容易には見出し難い⁽³⁵⁾。

(35) 占部裕典教授は、「優先劣後の質的に異なる受益権が存するような信託、いわゆる質的分割信託というようなものが存在した場合に、受益者等課税信託である場合に、どのように課税をしていくのかという問題が、一つ悩ましい問題として出てくるだろうと思います。受益権に優先、劣後があるような場合について、受益者等課税信託等の段階で、どのように利益というものを、あるいは収益というものを考えていて課税するのかというところが必ずしも明確ではないという問題点等も抱えているというところは、すでに明らかな点ではないかと思えます。」とされる（占部・前掲注(31)107頁）。なお、山林茂生氏は、金銭債権の流動化スキームの下で利用される優先劣後構造の信託受益権に対する課税方式について、税制改正を前提として、①各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法を規定する案、②優先受益権を有価証券として規定する案、③優先受益権の譲渡取引をオリジネーターと投資家との金融取引として規定する案の3案を提言されている（山林茂生「質的に区分された信託受益権に係る法人税法上の取扱いについて—金銭債権信託を例に—」税

第 4 節 小括

前述のように我が国の信託は信託銀行を受託者とする集団信託を中心に発展をしてきたが、一方で、従来の一般的な我が国の民事信託の形態は、委託者が自らを受益者として財産を受託者に委ねるといった形式のものが多かった。こうした形態の信託については、その経済的な実態としては、信託期間中においても委託者兼受益者として信託に拠出した財産を引き続き有しているものと考えることが可能であった。このような経済的な実態を踏まえ、信託に係る受益者等の課税関係については、原則として、資産・負債及び収益・費用の全てを受益者等に帰属させるという権利関係の擬制を行うことにより処理してきた。このような信託の委託者兼受益者が、その受益権を同質・等分に量的に分割して譲渡する場合にも、同様の擬制に基づく課税関係の処理が行われてきた。また、このような擬制に基づく課税関係の処理が不適切又は困難と認められるものについては、集団投資信託、退職年金等信託、法人課税信託のように別の課税方式を用意してきたところである。

しかしながら、このような税制の枠組みは、近年の信託を巡る大きな状況の変化に対しては対応ができていないと言わざるを得ない。特に証券化等の金融技術の進展により、信託を資産の流動化のツールとして利用し資金調達に活用する事例が増加しているほか⁽³⁶⁾、その柔軟性を利用して、前述のような個人資産の管理承継や高齢者等の社会的弱者の身上監護に活用するニーズも潜在的には存在すると考えられる⁽³⁷⁾。このような目的で信託を利用する場合には、例え

大論叢 86 号 175～183 頁

(2016, <http://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/86/02/01.pdf>)。)

(36) 売掛債権や貸付債権等の金銭債権を信託し、受益権を投資家に売却することによって資金調達を行う債権流動化の一手法として利用されている。平成 29 年 9 月末現在、流動型信託の受託のうち金銭債権の信託の受託残高は約 33 兆円であり、流動化型信託全体の 46% を占めている（一般社団法人信託協会「信託の受託概況（平成 29 年 9 月末現在）」3 頁）。

(37) 後見制度支援信託（本人が金銭を信託銀行等に信託し、信託された金銭の中から後見人が管理する預貯金口座に対して、本人の生活費用等の支出に充当するための定期交付や、医療目的等の臨時支出に充当するための一時金の交付をするもの）の受託

ばその信託の受益権を元本の分配を受ける権利と収益の分配を受ける権利に区分するなど、質的に内容の異なる受益権に分割する方法（以下「質的分割」という。）により行われることが通常であるものの、質的分割を行った信託では、受益権の相対的な関係が信託期間を通じて変動することや、収益計算上の費用項目が異なる受益者に帰属している場合が生じることなど、信託に係る資産・負債等を、信託期間を通じて受益権の内容に整合的に帰属させることが困難との問題が生じる⁽³⁸⁾。このように受益権と信託財産との関係が希薄となる信託については、経済的な実態や受益者の実感に合致する課税方法の枠組みを構築していく必要があると考えられる。

状況は、平成 26 年 3 月末は 350 億円（1,048 件）に対し、平成 29 年 9 月は 5,902 億円（20,128 件）となっている（信託協会・前掲注(36) 7 頁）。遺言代用信託（委託者が、自分の生存中は自分を受益者とし、死亡後は子や配偶者等を受益者とする信託）の受託状況は、平成 29 年度上半期までの累計で 153,135 件となっている（信託協会・前掲注(36) 5 頁）。

- (38) 喜多綾子「信託税制の法的構造の研究—信託の利用可能性の拡大と受託者課税方式へ向けての総合的研究—」信託研究奨励金論集 37 号 43 頁（2016）。

第 3 章 信託元本及び収益の意義と収益及び費用の帰属

本章では、受益権が質的に分割された信託に対する課税方式を検討する前提として、まず、信託契約における元本・収益の意義とともに、その信託契約における元本・収益の分配を受ける権利と信託財産との関係について確認する。次に、現行の税法における所得の帰属に関する原則と信託に係る収益・費用の帰属に関する考え方を確認した上で、受益権が元本・収益に関する権利に分割された信託の減価償却費の帰属のあり方について検討を加える。

第 1 節 信託契約における元本受益権と収益受益権の意義

1 信託法における元本受益権と収益受益権の意義

新信託法では、複数の受益者が存在する場合の意思決定方法に多数決制度が導入されるなど⁽³⁹⁾、受益者が複数人存在する場合も想定して整備が行われているところであり、そもそも受益権については、例えば、収益受益権と元本受益権に分けて複数人に帰属させることができるように、一つの信託行為に基づき複数の受益権を発生させ複数人に帰属させることが、その性質上、許されないものではないと解されている⁽⁴⁰⁾。

しかしながら、信託法において、受益権の定義については規定されているが、受益権を質的に分割して元本受益権及び収益受益権の区分を設けた場合におけるこれらの受益権の意義については何ら規定されておらず、これらの受益権が有する権利の内容は必ずしも明確ではない⁽⁴¹⁾。我が国の信託では、

(39) 信託法 2 章 3 節。

(40) 法務省民事局参事官室『信託法改正要綱試案 補足説明』126 頁 (2005)。

(41) 新井誠教授は、アメリカ等では、元本と収益に関して明文による細かな定義が置かれ、両類型は実益のある重要な区分基準となっているが、我が国では明文上の区分はなく、その内容も現状では、いくぶん曖昧なものといえる、とされる (新井・前掲注(2)222 頁)。

これまでは元本と収益の受益者を同一人とする信託が中心に組成されてきており、これらの権利内容について議論を行う実益が乏しかったという指摘もある⁽⁴²⁾。

2 元本・収益受益権者の権利と信託財産との関係

信託元本と収益は、基本的には、受益権に関する権利のうち、受益債権⁽⁴³⁾に関する事項であるとされる。実務上、商事信託では、受益権の内容と個々の信託財産がリンクする必要はなく、信託元本・収益は、信託行為に定めがある以外は、個々の財産とはリンクしない。したがって、元本に係る受益者と収益に係る受益者とを異にしている、常に各々の受益者の財産を特定しておく必要はなく、その権利内容も個々の信託財産に着目して決定しておく必要はない。実際に、運用を目的とする信託においては、「元本額」を設定し、それを超えた部分を収益としており、要は、「いつ、誰に、何を、どれだけ、どのように」給付することが明らかにされていればよいとされる⁽⁴⁴⁾。

個人が財産管理やその承継のために利用する民事信託では、信託契約において、信託財産と受益権とはリンクすることが多いと考えられるが、民事信託の場合でも、例えば、金銭を信託して株式や公社債で運用するものを見ると、収益については、それが利子・配当なのかキャピタルゲインであるのかは、信託契約上は必ずしも区別される必要はないものとも考えられる。しかし、信託収益に課税する場面を考えると、その運用収益が一部信託に留保され、一部が受益者に分配された場合や、収益の受益者が二以上存在する場合には、その留保され、又は分配された収益が、利子・配当であるかキャピタルゲインであるかを判別するルールが必要であろう。

(42) 網野久宣「商事信託における信託元本・収益に関する一考察」信託法研究 23 号 76 頁 (1998)。

(43) 信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権をいう(信託法 2 条 7 項)。

(44) 網野・前掲注(42)85・86 頁。

3 信託元本及び収益の決定方法

信託受益権を元本に係る受益権と収益に係る受益権に分けた場合には、何を元本とし、何を収益としたかが問題となるが、信託法において信託元本及び収益に関する制限が何ら規定されていない以上は、信託契約によって自由にこれらの内容を定めることは可能である。信託元本及び収益は受益債権に関するものであるため、受益者間の内部関係の問題として、信託法に特段の規制が設けられていない限りは、当事者間で自由に決定することが可能となる。この場合、その信託元本・収益は給付される財産なのか、価値であるのかも特段の制約はない。元本が特定の個々の財産である場合もあるし、金銭等の価値を示す場合もあり得る⁽⁴⁵⁾。

また、「元本」や「収益」という用語は、本来性質の異なる様々な場面で使用されているが、それぞれの場面において使用されている意味内容は異なっており、これらの用語を同列に議論することは適当ではないとも指摘されている⁽⁴⁶⁾。

4 小括

信託契約においては、信託法に特段の制限がない限り、受益権の内容を自由に定めることが可能であり、信託法や信託実務においては、様々な内容の受益権を設定することが可能である。その際に用いられる「元本」や「収益」という内容は一律ではなく、その定義について信託法をはじめとする他の制度に求めることはできない。

(45) 網野・前掲注(42)87頁。

(46) 元本・収益という用語は、第一に元本受益権者や収益受益権者の権利内容に関して使用され、第二に元本補填契約など、補填・保証を行う基準として使用され、第三に税の分野において使用され、第四に会計の分野においても使用されているが、信託法的な元本・収益受益権者の権利内容に関するものと、税・会計分野におけるものとは必ずしも一致するとは限らず、同列に議論することは妥当でないとする（網野・前掲注(42)77頁）。税務における取扱いでは、相続税法基本通達9-13において定義があり、収益受益権とは、信託に関する権利のうち信託財産の管理及び運用によって生ずる利益を受ける権利をいうこととされ、元本受益権とは、信託に関する権利のうち信託財産自体を受ける権利をいうこととされている。

元本受益権又は収益受益権を有する者が受ける収益に対して所得税を課税する場合には、その者が享受する収益に係る所得金額を算出するために権利の特定が必要であり、そのために必要な税法上のこれらの権利の概念を特定する必要があると考える。上記 3 のとおり、元本・収益の概念はそれぞれの場面で異なり一律ではないことから、受益権が質的に分割された信託の受益者が受ける利益に対する課税方式を定めるにあたっては、受益者に対して課税すべき所得金額の算出が可能となるよう、これらの受益権の定義を定めていく必要があるものと考えられる。その検討については、後述する。

第 2 節 収益及び費用の帰属

1 実質所得者課税の原則

課税要件としての納税義務者と課税物件（所得税の場合は、所得）との結びつきを帰属という。これは、納税義務の成立のために必要とされる課税要件の 1 つであり、課税要件としての帰属は課税要件の根幹であるといわれることもある⁽⁴⁷⁾。

所得税の納税義務は、所得の取得又は所得の稼働という事実によって帰属の関係が形成されている⁽⁴⁸⁾。包括的所得概念に基づく所得課税の世界では、純資産の増加と消費の合計が公正市場価値で測定されて課税の対象となるため、その人の資産の増加額と消費額が把握できれば、課税ベースは決定される。つまり、所得概念そのものが人的要素を含んでおり、帰属概念を納税義務者や課税物件などと並ぶ課税要件とする必要はないとも考えられる⁽⁴⁹⁾。また、一般に課税対象となる所得が発生するのは、その所得を取得することについて法律的な根拠があるためであり、財産権を有する者がその財産権に基づいて経済的利益を取得することとなるのが通常と考えられる。

(47) 谷口勢津夫「所得の帰属」金子宏編『租税法の基本問題』179 頁（有斐閣、2007）。

(48) 谷口勢津夫『税法基本講義〔第 5 版〕』246 頁（弘文堂、2016）。

(49) 岡村忠生「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集 31 号 81・82 頁（2010）。

しかし、実際には所得が誰に帰属するか問題となることは少なくなく、例えば次のようなケースでは、法律上の帰属者と実質上の所得の帰属者とが異なる場合がある⁽⁵⁰⁾。

- ① 移転登記手続が未済の土地、建物の譲受人が、その土地、建物から生ずる収益を取得している場合
- ② 仮装売買の売主がその売却したことを仮装した財産から生ずる収益を取得している場合
- ③ 他人名義で事業を行っている者がその事業から生ずる収益を取得している場合

このような資産の名義人と収益を享受している者が異なる場合におけるその所得の帰属を明らかにする観点から、所得税法 12 条は、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する」と定めている。この規定は実質所得者課税の原則と呼ばれているが、一般に税法上のより広義の原則である実質主義の一側面である所得の帰属に関する実質主義を定めたものであるとされている。税法上の実質主義とは、租税法の解釈適用等に当たっては、その形式的要件事実だけでなく、その経済的実質に従うべきであるという考え方である⁽⁵¹⁾。

この規定の意義については、2つの考え方が存在する。1つは、法律的帰属説と呼ばれる見解であり、私法上収益を享受する権利を基準にし、かつ、その権利の享有主体につき形式・外観と実質・実体とが食い違う場合には後者を基準として、所得の帰属を判定する考え方である⁽⁵²⁾。もう一方は経済的帰属説と呼ばれる見解であり、経済的に収益を享受する事実を基準にして、

(50) 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法 2』1103 頁（第一法規、加除式）。

(51) 武田・前掲注(50)1101 頁。植松・前掲注(24)152 頁では、所得税法 12 条の内容は、一般に税法に内在する条理であって、同条は単にその宣言の規定にすぎないと説かれているとする。

(52) 谷口・前掲注(48)248 頁。

所得の帰属を判定するという考え方である。学説においては法律的帰属説が通説的地位を占めており、その理由としては、経済的帰属説を採ると、所得の分割や移転を認めることになりやすいこと、法律的帰属を離れて課税することを認めるのは法的安定性の維持の観点から好ましくないこと、税務行政の見地からは経済的帰属を判定することは容易ではないことといったものがあげられる⁽⁵³⁾。

2 信託に係る収益・費用の帰属に関する規定

信託に係る収益・費用の帰属については、所得税法 13 条 1 項本文において実質所得者課税の例外が設けられている。信託を設定すると、信託財産の所有権は受託者に移転し、その受託者は信託財産の管理・処分に対して正当な権限を保有することとなるが、受託者は信託財産から生ずる収益を実質的に享受することはできず、その収益は受益権を有する者に分配されることとなる。この権利関係に基づいて法律的帰属説を適用すると、信託財産から生じた収益は一旦受託者に対して課税された上で受益者に分配されることとなり、実際に受益者に分配された時の課税と重複することとなる。これを避けるために、信託収益については受益者に帰属することとされている⁽⁵⁴⁾。

この所得税法 13 条 1 項本文の性格としては、同法 12 条の法律的帰属説の例外として、信託についてのみ経済的帰属説を採用しているものと捉える見解⁽⁵⁵⁾と、信託法において受益者は受益権を有する者であるとされているため、受益権という信託法上の権利が帰属に係る実質的な根拠である以上は、経済

(53) 金子宏教授は、裁判例の大勢も法律的帰属説の立場をとっているが、最高裁判所の立場では必ずしも明らかではないとされる（金子宏「所得の人的帰属について—実質所得者課税の原則—」『租税法理論の形成と解明 上巻』526 頁（有斐閣、2010）。

(54) 佐藤英明『信託と課税』147・148 頁（弘文堂、2000）。平成 19 年度改正前の所得税法 13 条 1 項本文の規定を前提としてではあるが、佐藤教授は、同条による信託収益課税に関する最も基礎的な政策決定は、信託収益への二重課税を排除することにあるとされる。

(55) 金子宏『租税法〔第 22 版〕』176 頁（弘文堂、2017）。佐藤・前掲注(54)147・148 頁。

的帰属説を採用したものではなく、信託にかかる特殊な法律的帰属説（受益権・収益発生時基準説）を定めたものと解すべきという見解⁽⁵⁶⁾がある。

所得税法 13 条 4 項の委任を受けて規定されている所得税法施行令 52 条 4 項では、受益者が二以上ある場合には、信託財産に係る資産・負債及び収益・費用の全てがそれぞれの受益者が有する権利の内容に応じて帰属するものとされている。信託財産に帰せられる収益の全てを受益者に分配せずに一部を信託に留保する信託契約を締結することも可能であるが、この政令の規定に従うと、一部の受益者にその信託から生ずる全ての収益等が帰属するものとして課税が行われることとされている（所基通 13-1）。一部の受益権しか有しない者に対して全ての収益等が帰属することは、法律的帰属説及び経済的帰属説のいずれによっても説明することは困難であると考えられ、所得課税は、稼得した所得に担税力を見出して課税する租税であるところ、法律上の権原も保有せず、経済的利益も享受していない者に収益を帰属したのとして課税することは、実質所得者課税やその特則である所得税法 13 条 1 項本文の考え方とは整合しない。

3 収益及び費用の帰属時期

所得税は暦年ごとに課税することとされているため、収入金額と必要経費がどの年分に帰属するのかを判定する必要がある。収入金額の帰属について、所得税法 36 条 1 項は、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする」と定めている。本条では「収入する金額」ではなく「収入すべき金額」という文言を用いていることから、いわゆる発生主義を採用しているものとされるが、その発生主義の中でも権利確定主義によるものと解されている。すなわち、この「収入すべき金額」とは、実現した所得のみを課税の対象とし、実際の収入がなくとも収入すべ

(56) 谷口・前掲注(48)249頁。

き権利の確定した金額のことを指すものであるとされる⁽⁵⁷⁾。

この所得の実現は、所得の人的帰属の確定を、所得がどの年分に帰属するかという側面から表現したものであるともいえる。所得の人的帰属は所得の享受によって判定されるが、それは所得の処分可能性を確実に自分のものにしたかどうかによって判定され得る⁽⁵⁸⁾。このような処分可能性に係る権利の確定は、通常の経済取引が私法に則って行われることを踏まえれば、例外的に管理支配基準が妥当する場合を除いて、所有権の移転を基準として判断されるべきこととなる⁽⁵⁹⁾。

他方、信託財産に帰せられる収益については、信託財産の実質的な帰属と所有権の所在が乖離していて、この考え方は必ずしも妥当しない。信託の設定により信託財産の所有権は委託者から受託者に移転するが、その信託財産の運用等により生ずる収益は、最終的には受益者に分配されることとなる。所得税法 13 条 1 項本文では、このような権利関係を前提に、原則として信託に係る資産・負債及び収益・費用が受益者に帰属すると規定している⁽⁶⁰⁾。信託契約には様々なものがあり得るため、その収益が発生した日の属する年分に受益者に対し分配されるとは限らない。このため、実際に受益者に収益が分配されるかどうかにかかわらず、その信託財産に帰せられる収益はその発生した日の属する年分の所得として課税されることとなる。このように所得税法 13 条 1 項本文は、信託財産に帰せられる収益の課税するタイミングも定め、その発生した年に課税することにより実際の分配時まで課税が繰り延べられることを防止している⁽⁶¹⁾。

(57) 金子・前掲注(55)294 頁。

(58) 谷口・前掲注(48)342 頁。

(59) 金子・前掲注(55)294 頁。

(60) 淵圭吾教授は、所有権を資産の帰属としながら、その所有権が単に「預かること」を意味している場合には、資産の帰属との乖離が見られるため、所有権ではなく自主占有が基準であると考えることによって、信託の場合の特則が所得課税の原則に忠実であることがはっきりするとされる（淵圭吾「所得課税における年度帰属の問題」金子宏編『租税法の基本問題』213・214 頁（有斐閣、2007））。

(61) 佐藤・前掲注(54)148・149 頁。

ただし、集団投資信託や退職年金信託などについては、上記の帰属の考え方は適用されない。これらの信託では、受益者が不特定多数の個人や法人が存在し、集団投資信託の受益権は自由に売買することが可能であるため、発生段階で受益者ごとに収益を帰属させることが困難である等の事情を考慮してのものとされる⁽⁶²⁾。

4 実質所得者課税の原則と費用収益対応の原則との関係を踏まえた質的分割信託における減価償却費の取扱いについての考察

費用収益対応の原則とは、継続的事業の所得を正確に算出するために、必要経費は、それが生み出すことに役立った収入と対応させ、その収入から控除しなければならないとするものである⁽⁶³⁾。この場合の必要経費には、租税公課、修繕費、借入金利子、減価償却費等の種々の費目が含まれる。

実質所得者課税の原則を定める所得税法 12 条は「収益」という言葉しか使用していないが、同様の内容を定める法人税法 11 条について、高松高裁平成 16 年 12 月 7 日判決は、「法人税法 11 条は、収益のみ規定しているが、損失・費用の帰属についても同条の適用があるのは明らかというべきであるから、同条は収益と損失・費用の差額であるところの所得の帰属について定めたものと解される」としている⁽⁶⁴⁾。つまり、収益の帰属が定まればその収益に係る費用は当然に対応させて計上すべきものと考えられるため、収益の人的帰属が定まれば、その収益に対応する費用を計上すべき者も必然的に定まると解することができる⁽⁶⁵⁾。信託に係る収益・費用の帰属を定める所得税法 13 条 1 項本文では、前述のとおり、収益及び費用の双方について受益者に帰属する旨を定めており、信託に係る所得を計算する場合にも、これらの

(62) 佐藤・前掲注(54)124 頁。

(63) 金子・前掲注(55)299・300 頁。

(64) 高松高裁平成 16 年 12 月 7 日訴月 52 卷 2 号 667 頁。

(65) 谷口勢津夫教授は、「人的帰属と年度帰属とで課税要件としての帰属の完結的内容が規定されると考えると、費用収益対応の原則は所得の人的帰属の場面でも妥当すると思えることができよう」とし、費用も収益を享受する者に帰属することを当然の前提としていると解されるとされる（谷口・前掲注(47)197・198 頁）。

収益と費用の対応及び人的帰属に関する考え方が妥当するものと考えらるべきであろう。

このような実質所得者課税の原則及びその信託に係る収益・費用の帰属の特則と、費用収益対応の原則の考え方を前提として、受益権が質的に分割された信託に係る減価償却費と収益との対応関係について考えてみたい。例として、集合住宅のような収益用不動産を信託財産として信託期間 10 年間の信託を設定し、その信託受益権を収益受益権と元本受益権（残余財産受益権）とに分けて設定した場合を考える。減価償却は、費用収益対応の原則に則って、資産の取得費をその取得の年度に一括して必要経費として計上するのではなく、使用又は時間の経過による減価に応じて徐々に費用化するという考え方から採られているものであること⁽⁶⁶⁾、また、収益受益権を有する者は家賃収入の帰属すべき者であり、その費用である減価償却費は、費用収益対応の原則の考え方により、収益受益権を有する者に帰属すべきものであることを踏まえると、その収益受益権を有する者がその受益権に基づき集合住宅の家賃を収入すべき時には、不動産所得の金額の計算上減価償却費は当然に計上することができる应考虑すべきである⁽⁶⁷⁾。しかしながら、収益受益権を有する者は集合住宅を取得してはいないため、所得税法 49 条の規定に基づき計算する集合住宅の減価償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額はないこととなる。この減価償却費相当額は、他の必要経費とは異なり、キャッシュフローを伴わないものであるため、その分の金銭が受託者の手元に残ることとなるが、その減価償却費を計上することが出来ない者がその受

(66) 金子・前掲注(55)359頁。

(67) 岡正晶弁護士は、賃貸用マンションを信託財産とする信託において、そのマンションに係るローン元金の支払及び大規模修繕費は、収益受益権者の不動産所得の必要経費とも考えられるし、元本受益権者（帰属権利者）の不動産所得の収入金額とも考えられるため、信託行為においてどちらの構成を採るか明記すべきとされる。その上で、ローン金利、固定資産税等は収益受益権者及び元本受益権者のどちらの必要経費にもなり得る一方で、減価償却費については、元本受益権者の必要経費にすべきとの議論もあり得るが、家賃収入の必要経費にすることが認められているのだから、収益受益権者に係る不動産所得の必要経費とすることで相当であるとされる（岡正晶「いわゆる後継ぎ遺贈型の信託と課税関係」税務事例研究 94 号 74・75 頁（2006））。

託者の手元に残る金銭の分配を受けることはできない。受託者から減価償却費相当額の金銭の分配を受けることができる者は、信託元本の払戻しを受ける権利のような収益受益権とは別の何らかの権利を有するものと考えらるべきであろう。したがって、単に収益受益権のみを有する者が受益すべき収益の額は、所得税法上は、家賃収入から集合住宅の減価償却費相当額を除いた金額に相当する金額であると考えらるべきである⁽⁶⁸⁾。このように考えることにより、実質的に収益受益権に基づく収益の額から減価償却費相当額を控除することができる。

なお、信託契約において、減価償却費相当額を含めた家賃収入の全額を収益受益権者に交付することとされている場合には、その減価償却費相当額の家賃収入は、これに見合う適正な対価の支払がある場合を除き、贈与により取得したものと観念すべきであると考えらる。この場合の贈与者は誰になるのであろうか。元本受益権は 10 年間の信託期間終了後に信託財産を取得することができる権利であり、信託期間中は信託財産を保有していない。信託期間中の集合住宅の所有権は受託者が有しているものの、所得税法 13 条 1 項本文及び同法施行令 52 条 4 項の規定により、受益者が有しているものとみなされていることを踏まえると、現行制度の下では、委託者から収益受益権者への贈与として課税することが適当であらう。

(68) 他に、金銭支出を伴う必要経費があれば、実際に分配を受ける収益はその必要経費を控除した後の金額とならう。

第 4 章 信託収益に対する新たな課税方式の検討

新信託法における信託の多様化・柔軟化の現状を踏まえると、質的分割がされた信託（質的分割信託）や収益が信託に留保される信託（収益留保信託）に対する課税法式としては、信託の原則に立ち返って、受託者が信託において果たす役割を重視し、受託者が信託財産を所有するとの私法上の法律関係を前提にする方式により課税することが検討されるべきであると考えられる。これは、従来の受益者等課税信託による信託財産に係る資産・負債及び収益・費用が受益者に帰属するという考え方を修正し、これらを私法上の関係とその経済的な実態も踏まえて受託者に帰属させ、受益者には、収益及び費用の総額ではなく、信託段階で受託者により計算された所得金額が受益者に配賦され、帰属することとするものである。本章では、この新たな信託収益に対する課税方式について、立法することを念頭においた具体的な制度設計について検討したい。

第 1 節 基本的な考え方

新たな課税方式が、質的分割信託や収益留保信託（以下「質的分割等信託」と総称する。）においては資産・負債及び収益・費用について信託期間を通じて受益権の内容に整合的に帰属させることが極めて困難であるとの問題に対応するものであることにかんがみると、質的分割等信託の信託財産に属する資産・負債及び収益・費用は、受託者に帰属するものとする必要がある。その上で、信託の受益者は、信託財産ではなく、信託財産に係る収益又は元本を受ける受益権を有するものとして課税関係を構築する必要がある。

新たな信託の類型を創設する上で考慮すべき重要な論点は、信託を利用することによって受益者の税負担が大きく軽減されることがなく、また、大きな追加的な税負担を負うこともないという中立的な位置付けを保つことである。当然、信託が租税回避の具になることも避けるべきであるし、逆に、しばしば指摘されているように、受益する経済的な利益に比して過重な負担感を負うよう

な制度になることも望ましくない。加えて、税制が複雑化し、そのために受託者に大きな事務負担を負わせることによって、それが信託報酬の引き上げにつながり、信託の利用を妨げることをないようにすることも考慮すべき点であるといえよう⁽⁶⁹⁾。

第 2 節 課税方式別の信託の類型

本節では、現行制度において設けられている受益者等課税信託以外の信託の類型についてその内容を概観するとともに、質的分割等信託について新たな税法上の信託のカテゴリーとして設ける必要性等について検討する。

1 現行制度における信託課税の類型

現行制度における受益者等課税信託以外の信託の類型としては、集団投資信託、退職年金等信託及び法人課税信託が存在する。

(1) 集団投資信託

集団投資信託は、合同運用信託、投資信託（証券投資信託及び公募国内投資信託に限る。）、外国投資信託及び特定受益証券発行信託をあわせた概念である。集団投資信託は、その受益権が細分化されて受益者が有することとなり、その収益の分配はその計算期間の各期末において受益権を有する者に対して行われること、また、その受益権は有価証券として転々流通するものであることを踏まえ、その課税に当たっては、その信託から収益の分配を受けたときにその収益の分配を基準として、受益者に対して課税をすることとされているものである⁽⁷⁰⁾。

(2) 退職年金等信託

退職年金等信託は、各種企業年金制度に係る契約、勤労者財産形成給付契約又は国民年金基金等の公的年金制度の積立ての業務等に係る信託の契

(69) 佐藤・前掲注(54)158・159頁。

(70) 武田・前掲注(51)1138頁。

約に係る信託をいう。この退職年金等信託については、その信託に係る年金制度に基づいて受給者が年金等を受け取ることを踏まえ、その年金を受給する段階でその受給者に所得税を課税することとされているものである⁽⁷¹⁾。

(3) 法人課税信託

法人課税信託は、①受益証券発行信託、②受益者等が存しない信託、③法人が委託者となる信託のうち、重要な事業の信託で受益権の過半を委託者の株主に交付するもの、長期（信託期間 20 年超）の自己信託等、損益分配の操作が可能である自己信託等、④投資信託（証券投資信託及び公募国内投資信託を除く。）及び⑤特定目的信託をいう。これらの法人課税信託のうち、②以外のものは受益者のみが課税されることによって法人税が欠落することに対処する目的により法人税を課税するものである。②については、その信託に受益者が存在しないため、その受益者が不存在の期間に信託において生じた所得に対して課税する際の技術的代替課税として法人課税を利用しているものであるといえる⁽⁷²⁾。

2 受益者等課税信託との区別の必要性

このように現行制度においても、受益者等課税信託の考え方によると合理的又は適正な課税を行うことができないと認められる信託については、その経済的な実態に見合うよう、税制上、別のカテゴリーを設けて課税方式を構築している。第 2 章で見たとおり、質的分割信託や収益留保信託は、資産・負債及び収益・費用が受益者に帰属するという受益者等課税信託の考え方を当てはめようとするのが、却って課税関係を複雑化させ、適正な課税を困難にしているといえる。

従来の受益者等課税信託との比較における質的分割信託や収益留保信託の特徴としては、まず質的分割信託は、収益受益権や元本受益権のように、同

(71) 武田・前掲注(51)1139 頁。

(72) 佐藤・前掲注(34)138 頁。

一の信託契約の中に複数の内容を有する受益権が存在していることがあげられ、それぞれ内容の異なる受益権が、複数の者によって所有される。また、収益留保信託では、信託は誰の所有でもない財産を作り出す手段といわれることがあるが、収益の一部を現存する受益者に分配し、一部を将来出現する受益者に分配するような場合はこの典型例であり、このため、現存する受益者の全てが、租税との関係でその受益者に信託財産を構成する個々の財産が帰属するといえるほどの直接的な関係を信託の存続期間中保持しているとは限らない点にある⁽⁷³⁾。

このような信託と受益者・受託者との権利関係の多様性・複雑性は、信託の構成員に発生する所得の算定を困難にし、又は不可能にしているといえ、このような多様性・複雑性は、所得の帰属だけではなく、減価償却費の算定の基礎となる資産との関係にも影響を及ぼしている。本来、帰属という法学的概念が用いられるのは、このようなエンティティと構成員との権利関係の多様性、人と資産との関係の複雑性に由来する所得測定の問題や不可能を、一種の便宜的な割り切りによって簡略化し、解決するためと考えることができる⁽⁷⁴⁾、質的分割等信託はこのような「便宜的な割り切り」が機能していないといえるため、他の割り切り方（帰属の考え方）が検討されるべきである⁽⁷⁴⁾と考える。現行の信託税制が受益者等課税信託を基本としつつ、その考え方に従うと便宜的な割り切りが機能しない信託については、集団投資信託、退職年金等信託、法人課税信託といった別のカテゴリーを設けている。質的分割等信託は、所得・資産と受益者・受託者等の信託の関係者が複雑化していることを踏まえると、その信託に係る財産は特定の一の者に帰属しているものとして課税関係を整理することが簡便かつ実態に即したものになるであろう。

(73) 瀧圭吾「税法との関係における信託財産を構成する個々の財産の人的帰属」信託研究奨励金論集 38 号 83・84 頁（2017）。

(74) 岡村・前掲注(49)82 頁。

3 税制上の新たな信託の区分の創設

前述のとおり、従来の受益者等課税信託は、委託者が自らを受益者として受託者に財産を委ねる形式の信託を念頭において形成されてきたといえる。他方、質的分割信託は、その受益権の質的な分割の方法として、収益受益権と元本受益権に区分する方法や、優先劣後構造にする方法など、信託制度の柔軟性を利用した多様な方式が考えられる。このため、税制上の新たな信託の区分の設定を検討するにあたっては、従来の典型的な受益者等課税信託に該当する信託の要件を定めることによって、いわゆるパススルー課税の対象となる信託の範囲を規律し、それ以外の信託を新たな課税方式の対象となる信託として区分することが合理的であると考えられる。

この従来の典型的な受益者等課税信託の要件としては、どのようなものを定める必要があるであろうか。まず、質的分割信託は、元本受益権と収益受益権とに分割する場合には、これらの受益権を有する者が受ける収益が、毎年の元本の時価の変動や収益の発生状況によって信託設定時とは変化するため、これらの受益者の信託財産の総額に占める受益割合は絶えず変動するであろう。優先劣後構造を持つ受益権を発行する信託については、信託財産に帰せられる収益の総額が毎年変動するような場合には、優先受益権の受益者と劣後受益権の受益者との間の相対的な受益割合が毎年変動し、これに応じてこれらの受益者間の信託財産に対する持分も変動することとなる⁽⁷⁵⁾。

つまり、質的分割信託の受益権は、それぞれの受益権の内容が異なっており、信託財産に対する権利の割合が一定ではないことがその特徴としてあげられる。したがって、従来の受益者等課税信託の受益権については、全ての受益権の権利の内容が信託財産に係る全ての権利の一定割合に相当するものとされていることが必要とされる。また、信託契約は信託期間の途中においても変更することが可能であることから、信託期間を通じて、この要件を満たしている必要がある。

(75) 受益者相互間で信託財産の総額に占める相対的な割合が変動すると、これらの受益者間で信託財産の持分の贈与が行われているとも捉えられることになる。

次に、受益権が質的に分割されていない信託であっても、受益者に分配されずに信託に留保された収益に対する課税方法は、前述のとおり、現行の受益者等課税信託において合理的に取り扱うことが困難となっている点である。この留保収益は、受益者が現存しているものの受託者が単に収益を受益者に分配せずに信託に留保する場合にも生じ得るし、裁量信託のように、受託者に裁量権を認めて委託者が選定した受益者の中から現実に受益する受益者を受託者が選定し、信託に留保された収益の分配を決定する場合などにも生じる⁽⁷⁶⁾。また、信託契約において、将来出生する孫に受益権を付与することになっている場合のように、現存しない受益者に収益を分配することとなっているケースや、兄弟のうち前年の年収の低い方に対してその低かった分を補填するために信託収益から一定割合の金銭を与えるといった場合のように、その収益の分配金額や分配割合が将来に決定することとされているケースも、受益者等課税信託による収益発生時の課税が困難となっている。このため、2つ目の要件として、信託財産に帰属する収益が全て現存する受益者に分配することとされていることが必要となろう⁽⁷⁷⁾。この要件についても、1つ目の要件と同様に、信託期間を通じて満たしている必要がある。

以上をまとめると、従来の受益者等課税信託に該当する信託のうち、次に掲げる要件が信託契約において明確にされ、かつ確定的になっているものを「量的分割信託」として従来のいわゆるパススルー課税の対象とし、この量的分割信託に該当しない信託を「受託者計算信託」として、信託財産に帰せ

-
- (76) 受託者裁量機能は、信託が有する機能の1つである。英米では、受託者に完全な裁量権を与える裁量信託が一般的であり、具体例としては、受益者が現実に受益する時点での経済的な困窮度に応じて受益者を指定したり、委託者の介護に最も献身的であった者を受益者に選定したりする裁量権を付与するようなケースである。このような裁量権を受託者に付与しておけば、委託者は信託設定時点では受益者を特定しておく必要はなく、事情の変化に応じた柔軟な受益者の選定が可能となる（新井・前掲注(2)94・95頁）。
- (77) この2つ目の要件のうち、「現存する受益者に分配することとされていること」という点については、実際に分配が行われることまでを求めずに、現存する受益者に帰属することを要件とすることも考えられる。この点については、第7節において受益者に分配されずに信託に留保された所得に対する課税方法を検討する際に考察したい。

られる収益・費用及び資産・負債が受託者に帰属するものとする新たな方式の下で課税することを検討する。

- ① 信託期間を通じて、全ての受益権の権利の内容が信託財産に係る全ての権利の一定割合に相当するものとされていること。
- ② 信託期間を通じて、信託財産に帰属する収益及び費用が、全て現存する受益者に分配することとされていること。

なお、量的分割信託に該当するためには、信託期間を通じて、上記①及び②の要件を満たす必要があるため、信託設定時には質的分割信託であったものがその信託期間の途中でこれらの要件を満たすことになっても、その満たすこととなった日以後も量的分割信託にはならない。逆に、信託設定時に量的分割信託に該当していたものが、信託期間の途中でこれらの要件を満たさなくなった場合には、その満たさなくなった日以後は質的分割信託として取扱うこととすべきであろう。

第3節 質的分割信託の受益権

前章第1節でみたとおり、信託法においては、受益権についての収益及び元本の意味内容は定められていないことから、質的分割信託に対する課税方式を検討するにあたっては、まずは所得税法において元本に係る受益権と収益に係る受益権の内容を定めることが必要となる。このため、本節ではその質的分割信託の受益権の意義について検討を行う。

1 信託受益権により帰属する収益・資産等の範囲

所得税の課税関係を考えるに当たっては、まずは信託財産の運用や処分によって生じた所得が誰に帰属し、その所得をどのような方式で課税するのが重要となる。わかりやすくするために、単純な事例を設定して検討する。委託者Aは、収益用不動産である集合住宅をB信託銀行に信託した。信託期間は妻甲の死亡までの期間とし、信託期間中に生じる家賃収入から必要経費

を控除した残額を妻甲に分配し、信託終了後にはその集合住宅を子乙に与える信託契約を設定した。

信託期間中に発生する家賃収入は不動産所得として課税されることとなるが、その不動産所得の金額の計算にあたっては、家賃収入を総収入金額に算入し、集合住宅の減価償却費、借入金利子、租税公課、修繕費等を必要経費として控除することとなる。信託収益に対する新たな課税方式では、この不動産所得の金額の計算を受託者が行うことになるが、受託者が計算した不動産所得の金額と、信託契約の定めにより甲に交付される金銭の額は一致しない。なぜなら、上にあげた必要経費のうち、減価償却費については不動産所得の金額の計算上は必要経費として控除されることとなるが、実際のキャッシュフローでは受託者の手元に金銭が残るためである。

この減価償却費相当分の金銭については、家賃収入の一部であると考えれば収益に該当すると見ることも可能であるし、減価償却費は信託財産の取得価額の一部をその使用又は時間の経過に応じて徐々に費用化しているものであると考えれば元本の一部と見ることも可能であるが、既に述べたとおり、信託における元本・収益の意義は多義的であることから、このような信託に係る所得税の課税方法を定める場合には、所得税法においてその意義を定めることが必要となる。しかるに、所得税の課税標準を算定する上で必要なものは実際に受益者に交付される金銭等の額ではなく各種の所得区分につき所得税法の定めるところに従って計算した各種所得の金額であるため、そのような観点からは、所得税法における収益受益権とは、信託財産から生ずる各種所得の金額の配賦を受ける権利をいうこととするのが合理的であると考えられる。したがって、本事例の場合には、収益受益権者に対しては、現行の受益者等課税信託のように、信託財産に帰せられる収入と費用が帰属するのではなく、受託者段階で計算されたネットの不動産所得の金額が配賦されるものとして課税関係を律するべきである。

このように収益受益権を定義した場合には、受託者Bから甲に分配される減価償却費相当額の金銭に係る受益があった場合の課税関係について整理す

ることが必要となる。本事例では、信託期間中の不動産所得の金額は収益受益権者（妻甲）に配賦され、信託期間終了後の残余財産は元本受益権者（子乙）に分配されるため、信託財産の帰属が明らかでないのは、信託期間中の減価償却費相当額の金銭に係る権利となる。この金銭についても、所得税法上は何らかの信託受益権に基づいて給付を受けるものと考え、この権利を定義することにより、その受益に対する課税関係を明らかにすることが必要になるものと考えられる。つまり、所得税法上は、甲はこの減価償却費相当分の金銭の給付を受ける権利（以下「元本償却受益権」という。）を有し、当該元本償却受益権に基づいて受託者Bから金銭の交付を受けるものと観念すべきである。減価償却費は、他の必要経費とは異なり、毎期に金銭の支出を伴わないため、その額に相当する金銭が受託者の手元に分配可能な利益として残るが、その分配による受益には、信託に帰属する所得の配賦とは別の課税が必要となる。この点、減価償却費は、資産の取得費を使用又は時間の経過による減価に応じて徐々に費用化するという考え方から採られているものであること等を考慮すると、受託者から減価償却費相当額の金銭の分配を受けることができる者は、信託財産の価値の払戻しとして減価償却費に相当する金銭の分配を受ける権利を有するものと考えらるべきであろう⁽⁷⁸⁾。収益受益権と同様に、元本償却受益権が適正な対価を負担せずに与えられている場合には、贈与税の課税対象とすべきである。

他方、信託期間中に賃貸用建物に対して資本的支出に該当する修繕費を支出した場合には、その修繕費の一部が減価償却資産の取得価額に加算される⁽⁷⁹⁾。この場合には、実際に支出した修繕費の一部が資本的支出としてその支出があった日の属する年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入されないこととなるため、その支出のあった日の属する年は、その年分の不動産所得の金額に比して、信託財産に残る分配可能な金銭の額の方が少なくな

(78) このような考え方からは、繰延資産の償却費がある場合にも同様の権利を設定することが可能であろう。

(79) 取得価額に加算せずに、新たな減価償却資産を取得したものとする（所令 127 条 1 項）。

る。この場合には、その不動産所得の金額はそのまま甲に分配されることとし、同時に、甲がその支出のあった日の翌年以降にその資本的支出とされた金額に相当する額の元本償却受益権を得たものとする事で整理ができるであろう。なお、この場合における元本償却受益権の取得は、課税済所得の反映としてのものであるため、適正な対価を支払って取得したものと考え、その後の金銭等の受領の際には贈与課税は行われたいこととすべきである。

2 元本償却受益権相当額の金銭を分配しない場合

信託契約の内容によっては減価償却費相当額の金銭を受益者に分配せずに、信託に留保することも考えられる。元本償却受益権に基づく分配が信託に留保されていても、信託財産に帰属する不動産所得の金額が収益受益権者に分配されて課税済みであれば、課税繰延べの問題は生じない。留保されていた元本償却受益権相当額の金銭は、信託期間の終了時までには、信託契約の定めに従って、受益者の誰かに分配されることとなると思われるが、その分配される金銭は、いわば出資の払戻しと同様に、信託元本額の払い出しであり、課税関係は生じないものと考えられる。ただし、前述のとおり、その分配を受ける受益者が、その分配を受ける金銭の額に相当する元本償却受益権を適正な対価を支払って取得していない場合には、その取得した者に対して贈与税が課税されるべきものとする。この場合の贈与税の課税方法については、次節で検討する。

3 信託契約に収益受益権と元本償却受益権の区分の定めがない場合

収益受益権と元本償却受益権は所得税法上において定義するものであるが、実際に受託者から分配された金銭がこれらの権利のうちいずれの権利に基づくものあるかを課税上判定する必要がある。この点については、基本的には信託契約の定めにより判定することになると考えられるが、信託契約においてこれらの区分の定めがない場合には、過度に複雑な制度とならないように配慮し、信託は受益者のために設定されるものであるため信託留保所得と

して受託者が納税義務を負う所得金額をなるべく生じさせないようにする観点からは、信託からの分配は、収益受益権に基づく分配が優先して行われ、元本償却受益権に基づく分配は劣後することが適当であると思われる。また、収益受益権を有する者が二以上存在する場合において収益受益権及び元本償却受益権の区分がされていないときは、信託契約に別段の定めがない限り、恣意的な分配を防止する観点から、信託からの分配は、それぞれの受益者に対して収益受益権に基づく分配と元本償却受益権に基づく分配が比例的に行われたものとして課税すべきであると考えられる。

なお、信託期間中に賃貸用建物のような減価償却資産を譲渡し、その譲渡対価を受益者に分配する場合には、その譲渡対価に係る所得は信託財産に係る譲渡所得の金額の配賦となるため、基本的には、収益受益権に基づき配賦を受けるものと観念すべきであろう。ただし、信託期間の残りの期間に対応する元本償却受益権を有する受益者が存在する場合には、その元本償却受益権に対応する譲渡収入はその受益者に配賦されることとなる。

4 元本受益権を有する者が受益すべき収益等について

信託期間中に信託財産から生ずる各種所得の金額の配賦を受ける権利を収益受益権とし、信託期間中に必要経費に算入すべき信託財産の減価償却費相当額の給付を受ける権利を元本償却受益権として定義した場合に、元本受益権については、どのような権利として定義することが適当であろうか。信託期間の終了後に金銭以外の信託財産を現状有姿のまま分配を受けることができる権利を、この元本受益権に含めることは問題がないであろう。疑義が生じ得るのは、不動産や株式などの金銭以外の信託財産を受託者が譲渡により金銭に換価してから、これを受益者に分配する権利が元本受益権に含まれるのかである。

例えば、信託財産である株式を受託者が譲渡した場合において、信託期間中はその譲渡対価を信託に留保し、信託期間の終了時に受益者に交付したとする。この場合の課税関係は、信託財産である株式の譲渡時に生じた株式に

係る譲渡所得は未分配であるため、その信託の受託者に対して課税が行われるべきである。その後、信託期間の終了に伴って、譲渡対価をその信託の受益者に分配した場面では、課税済み所得が受益者に分配されることとなり、信託に留保された収益が分配された場合の課税方法に従って、課税済み所得として非課税となるか、又はその分配時に受益者の所得として課税が行われる⁽⁸⁰⁾。仮にこの分配される所得が株式の譲渡所得ではなく、信託財産の運用による収益である株式配当であった場合にも、同様の課税関係となる。つまり、運用収益のうち未分配となっていたものが信託終了に伴い残余財産として金銭により分配される場合には、信託期間中に受託者において計算された課税済みの所得が受益者に配分されるため、その配賦される所得が利子所得や配当所得のような運用収益であるのか、信託財産の処分によるキャピタルゲインであるのかを判別する必要はないものと考えられる⁽⁸¹⁾。このため、信託収益に対する新たな課税方式では、元本受益権者に分配されるべき信託財産（残余財産）からは、信託において留保されていた収益を除く必要がある。また、残余財産のうち、信託に留保された減価償却費相当額の金銭を受領する受益者が存在する場合には、その金銭の交付は、税法上は元本の払出しと類似した性質を有すると考えられるため課税関係は生じないことから、その金銭の交付を受けることができる受益権を元本償却受益権として位置づける必要があることは、前述のとおりである。

他方、賃貸用建物等の現物資産が信託の終了により元本受益権者に交付される場合には、第 9 節で述べるように、元本受益権の取得価額を取得した現物資産に付け替える等の措置が必要になる。このため、所得税法上の元本受益権とは、信託の終了により信託に留保されていた収益以外の信託財産（残余財産）の給付を受ける権利とすることが適当であろう。

(80) 収益が受益者に分配されずに信託に留保された場合の課税方式については、後述「第 7 節 信託に留保された所得に対する課税方式」を参照されたい。

(81) この未分配となっていた運用収益の分配を受ける受益者は、収益受益権に基づき分配を受けるものと観念すべきであろう。

第 4 節 信託設定時の課税関係

ここまでの受益権の種類及びそれにより課税される収益に係る所得の整理を前提に、信託財産に帰せられる資産・負債及び収益・費用が受託者に帰属するものとする新たな課税方式、すなわち受託者計算信託に対する課税方式について考えてみたい。本節では、この受託者計算信託が設定されたときの課税関係について検討する。

1 受益権の取得に際して適正な対価の支払がある場合

(1) 元本受益権

受託者計算信託に係る信託財産を拠出した場合には、その拠出は信託受益権を設定する行為と観念し、信託の設定による委託者から受託者への信託財産の移転については、その含み損益に対して譲渡課税は行わないこととすべきである。

これは、量的分割信託は、受益者が有する受益権の割合に応じて信託財産を整合的に帰属させることが容易であるため、課税上は受益権と信託財産を別個の資産であると認識する必要がないのに対し、受託者計算信託に該当する質的分割信託や収益留保信託は、受益権と信託財産との関係が希薄になることからこれらに関連付けて認識することはせずに、私法上の関係に則って、受託者が有する信託財産の所有権と受益者が有する受益権を、それぞれ別個の権利として認識することとするものである。このため、他益信託の場合には、委託者は、信託設定により受益権を一旦取得し、その取得した受益権を委託者から受益者に移転したものとして課税を行うことになる。

信託設定の性質をこのように考えた場合には、元本受益権の譲渡をするときにおけるその譲渡価額は、その元本受益権の目的である信託財産の価額が転嫁されて取引が行われると捉えるのが自然であり、その信託受益権を有償で譲渡した場合には、その譲渡対価として実質的に含み損益に対す

る譲渡課税が行われると考えるため、信託設定による委託者から受託者への信託財産の移転時のその信託財産の含み損益に対する譲渡課税を行わないこととすべきであるとする。ただし、元本受益権は信託終了時に残余財産の移転を受ける権利であるために、その信託財産が減価償却資産である場合には、信託期間中に元本償却受益権を有する者が受益すべき価値は含まず、その権利の価額は、信託終了時の信託財産の価額となるであろう。つまり、信託期間中に減価する元本の価値が含まれないため、その譲渡価額は、信託終了時における残余財産の資産価値を評価して、これを現在価値に割り戻したものとなるべきであろう。

このため、他益信託の場合において、適正な対価を支払って受益権が委託者から受益者に移転した場合には、受益権の譲渡があったものとして譲渡所得として課税することとなる。この場合の取得費は、信託財産が減価償却資産でない場合には、その信託設定時の取得価額の全額を控除するが、信託財産が減価償却資産である場合には、信託期間中の信託収益の計算上その償却費が控除されることや、元本受益権の価額は信託終了時の信託財産（残余財産）の価額を考慮したものとなると想定されることを踏まえると、信託設定時にそのまま取得費として控除することは経済実態から乖離するものと考えられるため不適当であり、一定の調整計算が必要であると考えられる。すなわち、信託終了時におけるその元本受益権に係る信託財産の簿価を合理的に見積もった価額を取得費として控除することとなる⁽⁸²⁾。ただし、信託の終了に伴って信託財産が元本受益権者に移転した場合において、その移転時におけるその信託財産の簿価がその元本受益権の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上控除した取得費と異なる場合には、更

(82) この信託終了時の信託財産の簿価は、信託設定時の簿価から信託期間中に控除されるべき減価償却費相当額を控除することにより算出可能であるとする。信託設定時に信託期間の末日が定まっていない場合には、信託期間中に控除されるべき減価償却費相当額の算出が困難である場合も考えられるが、元本受益権を売買する場合には、その売買価格の算出のために信託終了までの見込み年数は合理的に算出するものと思われるため、そのような年数を用いて信託終了時の簿価を算出することも排除されるべきではないと考える。

正の請求又は修正申告により当該譲渡所得の金額を修正する制度を設けるべきである⁽⁸³⁾。

(2) 元本償却受益権

元本償却受益権は信託期間中に必要経費に算入すべき減価償却費相当額の金銭の分配を受けることができる権利である。この減価償却費相当分の金銭等は、信託を利用しなければ課税所得からは除外される収益に係る金銭等である。信託を設定して、この収益を受領することができる権利を譲渡した場合にその対価が課税対象となるとすると、信託を設定しなければ課税所得とならなかった金銭等が課税対象となり、信託の利用に対する税制の中立性が損なわれることとなろう。

また、元本償却受益権は、減価償却費が資産の取得費を使用又は時間の経過による減価に応じて徐々に費用化するという考え方から採られているものであること等を考慮し、受託者から減価償却費相当額の金銭の分配を受けることができる受益者は、信託財産の価値の払戻しとして減価償却費に相当する金銭の分配を受ける権利を有するものとするために設けられる税法上の権利のカテゴリーである。このような考え方からは、元本償却受益権に基づき分配を受ける収益は、信託財産の払戻しであるため、基本的には所得課税の対象にはなじまないと考えることができる。ただし、元本償却受益権の対価として、信託期間中に必要経費に算入されるべき減価償却費相当額を上回る金額を受領している場合には、その上回る部分の金額は、キャピタルゲインが実現したものとして課税の対象とすべきであると考える。

したがって、委託者が取得した元本償却受益権を譲渡する場合において、その譲渡対価の額が、信託期間中に必要経費に算入されるべき減価償却費相当額の合計額を上回らない金額であれば、その譲渡対価については課税

(83) これに類する制度として、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法 60 条の 2）や贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法 60 条の 3）の適用後に、譲渡があったものとみなされた有価証券等の取得費に変更があった場合の修正申告及び更正の請求の特例（所法 151 条の 4、153 条の 4）がある。

すべきではないと考えられる。

(3) 収益受益権

収益受益権については、前述のとおり、信託財産から生ずる各種所得の金額の配賦を受けることができる権利として定義すべきとしたところである。各種所得の金額の配賦を受ける権利とは、不動産や株式のような具体的な信託財産を保有しているのではなく、信託財産の運用によって生ずる実質的な利益をその受益者が享受することができることを意味する。このため、以下で検討するように、この権利の実質は、将来において、信託財産から生ずる収益に係る金銭を得ることができる権利、すなわち金銭債権に類似する権利であると捉えて課税関係を検討して行くべきであると考えられる。ただし、例えば、収益用不動産である集合住宅を信託財産とし、収益受益権者にはその家賃収入を享受させることができることとした場合には、その集合住宅に空室が生じずに必ず全室分の家賃収入が満額発生するとは限らないし、家賃収入の金額についても、家賃相場の変動等により、減少する場合もあり得る。このため、信託財産の種類によっては、将来において収益が発生することが確定しているケースばかりとはいえないと考えられることから、その意味で一定期間、定期的に一定額の金銭の給付を受けることができる定期金に関する権利とは異なる性質の権利であるといえよう⁽⁸⁴⁾。

(84) この点について、年金払い特約付きの生命保険契約に基づき支払を受ける年金に対する課税関係が争われた事件の最高裁判決（最判平成 22 年 7 月 6 日判タ 1324 号 78 頁）を受けて政府税制調査会に設置された最高裁判決研究会の報告書においては、「…信託受益権といった財産から生じる将来収入は、当該…信託受託者による信託財産の運用方法などにより、相続財産評価時点での想定から変動する性質のものであり、『定期金』のように事前に確定しているものではない。また、これらの財産については『定期金』とは異なり、相続以降いつでも第三者への譲渡等によりそこから生じる所得の性質・実現時期に変動が生じ得る。こうした観点を踏まえれば、これらの財産を基にして、相続人に相続以降発生する将来収入の、相続時点におけるこれらの財産の確度が『定期金』と同程度のものとはいえない」としている。（最高裁判決研究会平成 22 年 10 月『「最高裁判決研究会」報告書～「生保年金」最高裁判決の射程及び関連する論点について～』5 頁）。なお、同研究会のメンバーは、佐藤英明、渋谷雅弘、中里実、藤谷武史、瀧圭吾、増井良啓、三木義一、水野忠恒の各教授である。

課税実務において、金銭債権の譲渡による利益は、その債権の元本の増加益ではなく、事業所得又は雑所得に該当する金利に相当するものとして取り扱われている⁽⁸⁵⁾。これは、金銭債権の譲渡による利益は期間利息に相当するものであり⁽⁸⁶⁾、その譲渡による損失は、実質的には貸倒れに該当するものであるためとされている⁽⁸⁷⁾。他方、集合住宅を信託財産とする信託の委託者がその収益受益権を適正な対価を受領して譲渡する場合を考えると、信託設定時に、その収益受益権の譲渡対価の支払者は、その譲渡対価を委託者に対して不動産の借受けの対価として支払うわけではなく、収益受益権自体に価値を見出して対価を支払うものと考えられ、この場合の収益受益権の価額は、将来得ることができる収益の額から現価相当額とするために金利相当分を割り引いて算出するものと考えられることから、収益受益権の売買により得ることができる利益はその割り引いた金利相当分ということになるであろう。

また、家賃に係る金銭債権は、通常、集合住宅の賃借人に対する金銭債権（家賃）が発生し、これを賃貸人が未収の段階で譲渡すると金銭債権の譲渡として課税対象となる。他方、収益受益権の場合には、将来発生する見込みである集合住宅の賃借人に対する金銭債権（家賃）を譲渡し、その後に賃貸人の金銭債権が発生することになる。両者は集合住宅の賃借人に対する金銭債権（家賃）の発生が権利を譲渡する前か後かの違いだけであり、収益受益権の譲渡により得ることが出来る利益も金利相当分であるなど、収益受益権の経済的な実質は金銭債権と同様であると考えられる⁽⁸⁸⁾。

(85) 三又修ほか編「所得税基本通達逐条解説」188頁（大蔵財務協会、2017）。

(86) 名古屋地判平成17年7月27日判タ1204号136頁。

(87) 植松・前掲注(24)672頁。

(88) 金子宏教授は、「金銭債権は資産には当たらず、その譲渡からは譲渡益の譲渡損も生じないというのが確立した解釈である（所基通 33-1）が、この解釈は再検討する必要があると考える」とされ（金子宏「総説—譲渡所得の意義と範囲—」日税研論集 50 卷『譲渡所得の課税』6 頁（日本税務研究センター、2002））、中里実教授は、現行の取扱いには反するが、債権譲渡を「資産の譲渡」に含めることには、それなりの理由があり、今後より深く考えてみる必要があるとされる（中里実『デフレ下の法人課税改革』108 頁（有斐閣、2003））。また、金銭債権については、所得税法 33 条

ただし、収益受益権の譲渡による所得は、将来の家賃収入を一括で受領したと同じであるから、不動産所得として課税すべきという考え方もあり得る。しかし、そのようにした場合には、その将来の家賃収入に対応する減価償却費も必要経費として一括して必要経費に算入すべきということになるが⁽⁸⁹⁾、この減価償却費は信託期間中に実際に家賃を収入した日の属する年分に計上すべき減価償却費と重複することとなる。仮に、不動産所得としつつ、重複して控除されることを避けるために減価償却費の必要経費への算入を認めない場合には、所得区分は所得の性質に応じた計算方法を定めるために設けられているにもかかわらず、収益受益権の譲渡による所得をわざわざ不動産所得に位置付ける必要性は減却されるであろう。

さらに、収益受益権の譲渡による所得に係る所得区分の判定に際し、その収益受益権に係る信託資産の運用収益に係る所得区分と同様にする事とした場合には、株式の配当金を受領することができる収益受益権を譲渡したときは、その譲渡による所得は配当所得となりこれに対して配当控除を適用すべきということになるが、配当控除の法人課税との調整という性格を考慮すれば、そのような方式とすることは消極的に考えざるを得ない。

以上のことから、収益受益権の譲渡による所得は、現行の金銭債権の譲渡の場合（所基通 33-1）と同様に、事業所得又は雑所得として課税すべきものであると考える。

次に、収益受益権の譲渡による事業所得又は雑所得の計算の際に控除すべき取得原価について検討する。まず、収益受益権を譲渡した委託者が、信託財産の取得価額の一部を必要経費とすべきか、ということが考えられ

2項の対象となる資産の範囲からは除外されていないため、法の明文を待たずに、趣旨解釈としてこの取扱いが出てくるかどうかは、問題が残るとする指摘もある（金子宏「所得税とキャピタル・ゲイン」租税法研究3号52頁（1975））。今後、金銭債権の譲渡による所得の取扱いが変更される場合には、収益受益権の譲渡による所得についても同様に検討することが必要であろう。

(89) 所基通 37-3 では、翌年以降の期間の賃貸料を一括して収受した場合には、その翌年以後の必要経費の見積額を、その収受した年分の必要経費に算入することができることとされている。

る。この点については、信託財産の取得価額は、減価償却費として信託期間中に発生する信託財産に帰せられる収入金額から控除して所得金額を計算することになるため、収益受益権自体に信託財産の取得費を認識してしまうと、この減価償却費が信託を設定しなかった場合に比して過少となる。前述のとおり、この減価償却費に相当する収益（金銭）は、元本償却受益権者が受益すべきものであり、この減価償却費の減少は元本償却受益権者の受益額の減少に繋がる。

また、収益受益権の譲渡の際に、その取得価額の一部を取得費として控除することは、将来の収益から控除されるべき減価償却費を前取りすることとなるため、実質的に減価償却資産の加速度償却の効果を持つこととなる。仮に、信託を用いずに、将来得る収益（債権）を第三者に譲渡した場合には、そのようなことは認められないはずであり、中立的な制度とはならない⁽⁹⁰⁾。

以上のことから、信託の設定時に委託者が行う収益受益権の譲渡による事業所得又は雑所得の金額の計算については、必要経費として信託財産の取得価額の一部を控除することはできないと考える。

このように収益受益権を金銭債権と位置付けることによって課税関係を律する場合には、信託受益権と類似の性質を持つ株式に対する課税との相違について整理しておくことが必要であろう。まず、株式は、剰余金配当請求権や残余財産分配請求権に代表される会社から直接経済的な利益を受けることを目的とする権利である自益権と、議決権に代表される会社の経営に参与することを目的とする共益権という 2 つの権利から構成される。他方、信託受益権は、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって、信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権である受益債権と、帳簿等の閲覧請求権などの受益

(90) また、信託財産の取得価額を収益受益権と元本（償却）受益権とで比例的に配賦するという発想もあり得るが、信託終了により、元本受益権者に残余財産が移転する場合の減価償却資産の残存価額（委託者の譲渡所得の計算上控除することとなる。）が減少するため、信託財産の加速度償却の効果が生じることに変わりはない。

債権を確保するために信託法の規定に基づいて受託者等に対し一定の行為を求めることができる権利である監督権の 2 つの権利から構成される。このように株式と信託受益権の性質は類似していると考えられるが、これらに基づき分配を受ける収益に対する課税方式を異ならせる理由はどのようなものであると考えるべきであろうか。

まず、何らかの組織体が法人税の納税義務者になるということは、次の 4 点を意味するといわれる。第一に、組織体である法人が法人税の納税義務を負う。第二に、その組織体が出資者に対して支払う利益の分配は課税所得の計算上減算項目にはならず、事業体レベルでの課税（法人税）と構成員レベルでの課税（配当課税）という二段階の課税を受ける。第三に、その組織体がどのような形態で所得を稼得していても、利益の分配は構成員の段階で「配当」と性質決定される。第四に、組織体レベルで生じた損失は出資者に配賦することはできない、というものである⁽⁹¹⁾。株式は、このような私法上の法人格を手掛かりに法人をエンティティとして法人税の納税義務を課す場合に必要となるインフラであり、持分権たる株式を発行している組織体と構成員をそれぞれ別の主体として二段階で課税することとなる。

他方、受託者計算信託は、信託をエンティティとして所得金額の計算主体として扱うものの、留保された所得以外は信託が納税義務を負うものではない。このため、後述するように、信託において生じた収益を分配した場合には、受託者の信託所得の金額の計算上はその分配額を控除することとなり、信託と受益者の二段階で課税されることはない。また、受益者に分配された所得の性質は、信託財産の個性に由来する性質を引き継ぐこととされ、株式のように配当としてその性質が決定されるものではない。

このように、株式と信託受益権の性質は一見すると類似する点があるものの、法人格を有する組織体に対する課税と信託への課税のパッケージは

(91) 渡辺徹也『スタンダード法人税法』287 頁（弘文堂、2018）、佐藤英明「新しい組織体と税制」フィナンシャル・レビュー65号 96 頁（2002）。

異なっており、その支分権である株式と受益権に対する課税もおのずと異なるものとなるであろう。

2 受益権の取得に際して適正な対価の支払がない場合

信託設定時に適正な対価を支払わずに信託受益権の移転があった場合には、現行制度では、信託の設定時に贈与があったものとして課税が行われる。この場合に贈与があったものとされるのは信託の受益権であり、これが質的分割信託である場合には、元本受益権及び収益受益権の双方について評価をする必要が生じる。この信託受益権の評価方法について、現行の財産評価基本通達 202（3）では、元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価することとされている。

イ 元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、ロにより評価した収益受益権者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額

ロ 収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に応ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額

ここでまず問題となるのは、ロの収益受益権の価額を算定する場合における「課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額」をどのように算出するかである。特に、受益者が受けるべき利益の価額が、将来生ずべき事実や受託者等の裁量に係る場合には、これを単純に推算することは困難である場合があり得る⁽⁹²⁾。例えば、信託期間が受益者の死亡の日までとなっている信託や、受益者を委託者の子供及びその家族とし、それらの者が事故や疾病の治療のために要した費用を補填するという信託の場合である。前者については平均余命を用いて信託期間を算出し、受益権を評価することも考えられるが、それが実際に信託に基づいて受益する金額と一致す

(92) 同様の問題点を指摘するものとして、喜多・前掲注(38)45～47頁を参照。

るとい保証はない。後者の信託については、その収益を受益する権利を有する者が、将来的にどの程度の受益をするかを推算することは困難と言わざるを得ず、したがって、信託設定時に収益受益権の評価額を合理的に算出することは不可能であると思われる。現行の財産評価基本通達の方式に従うと、収益受益権の評価ができないと元本受益権の評価も行うことはできない⁽⁹³⁾。

次に、現行の財産評価基本通達では、収益受益権の価額と元本受益権の価額の合計額が、基準年利率による複利現価率を乗じたことにより減額された部分を除き、信託設定時の信託財産の評価額に一致することとなっている。このような計算式としているのは、①信託契約のうち元本の受益者と収益の受益者とが異なる信託契約については、そのほとんどは、元本の受益者を委託者又は委託者の推定相続人若しくはそれに準ずる者とし、信託の分配金を特定の公益法人の一定期間の運営費又は委託者の配偶者等の一定期間の生活費に充てられるようこれらの者を収益の受益者とするものが多いと認められること、②信託財産が株式である場合に元本の受益者が事実上議決権を行使しているなど、元本の受益者が信託の受益権の一部を行使しているとみられる事例も多いと見込まれることなどからすると、このようなケースにおいて元本の受益者に相続の開始があったときに元本受益権を相続する相続人は、一定期間（残りの期間）にわたり収益の受益者に一定の給付をする債務とともに、元本と収益の受益者が同一人である信託受益権（通常の信託受益権）を承継する場合に類似した経済的な利益を受けることとなると考えられることほか、③元本受益権の贈与があったときの受贈者は、一定期間にわたり収益の受益者に一定の給付をする負担とともに通常の信託受益権の贈与を受けた場合に類似した経済的な利益を受けることになると考えられたためである⁽⁹⁴⁾とされている。

このうち①及び③については、負担付贈与があった場合の評価との関係を

(93) 信託受益権の評価を巡る問題点については、佐藤・前掲注(54)252～274 頁に詳しい。

(94) 北村厚『財産評価基本通達逐条解説〔平成 30 年版〕』922・923 頁（大蔵財務協会、2018）。

考慮してのものであると考えられるが、負担付贈与の場合には、その贈与時の財産の時価が贈与税の課税対象となり、贈与後に受贈財産から生ずる家賃収入や配当などの果実は受贈者の所得として課税される。また、控除できる債務は、その債務が経済的な価値として評価できるものに限られていることから、受贈者は実質的に受贈財産から負担額を控除した経済的な価値のみの贈与を受けたと認識することが可能であろう。一方、質的分割信託の場合は、新たな課税方式の下では、信託期間中に信託財産から生ずる果実は元本受益権者とは別の収益受益権者に帰属し課税されることとなり、元本受益権者は納税義務を負わない。また、収益受益権者に対して収益の分配を行うのは受託者であり、元本受益権はそのような分配の義務を負うものではなく、信託期間終了時には確実に残余財産として資産の取得をすることができる。このように負担付贈与の場合に比して、元本受益権者が負うべき果実に対する税負担は少額であり、享受する経済的な利益は各受益者ごとに明確に区分されていると認められるため、受託者計算信託の導入に伴いこれらを同様の考え方で評価することの必要性は減少するものとする。

次に②は、信託設定により元本受益権は委託者が保有し続け、収益受益権のみを推定相続人に贈与した場合において、その信託設定後に元本受益権者に相続の開始があったケースであると考えられるが、信託財産が株式であることを前提に、信託設定時と相続開始時とで信託財産の価額の変化がなかったとすると、これらの時点では信託終了までの期間が異なるため収益受益権の評価額も異なることとなり、結果、元本受益権の評価額も異なるものと考えられる。このため、信託設定時の収益受益権の評価額と相続開始時の元本受益権の評価額の和が信託財産である株式の評価額とは一致しないこととなる⁽⁹⁵⁾。

現行の質的分割がされた信託受益権に対する評価方法は、設定時課税の下

(95) 佐藤英明教授は、「収益受益権に関する課税と元本受益権に関する課税とを同時に行う場合には、制度の簡明さと一貫性という観点から考えて、……二つの種類の受益権の評価額の総和は常に信託財産の評価額と等しくなるようにすべきであろう」とされる（佐藤・前掲注(54)274 頁注 25）。

で、設定時に評価可能な信託財産の価額をベースに定めようとするものであるが、将来に受益する利益を推算する以上は、不確実な要素を織り込むことを排除することはできない⁽⁹⁶⁾。そのような不確実な要素に基づいて信託設定時に課税を行わざるを得ないということは、課税に適した状態になっていないとも考えられることから、信託設定後に権利に基づく現実の収益分配時に、その受益した内容に基づいて課税を行うことを検討すべきではないか。先の例に示したように、平均余命を用いて信託期間を推算することが可能な信託や、確定利率の公社債が信託財産である信託などについては、現行の設定時課税のままでもある程度は合理的に将来収益を推算することは可能であるとも考えられるが、信託財産の現在価値から将来収益を控除した残りが信託終了時の信託財産の価額であるという評価方法は、残余財産の価値を適切に評価しているともいえず⁽⁹⁷⁾、これからの柔軟な制度設計が可能な信託の性質を考えると合理的とはいえない面も存在する。これは、どれだけ正確な資産評価をするかということと、信託期間中の各受益時に複数回の申告を要することとなる税務執行上の事務負担とのバランスの問題もあると思われるが、この評価方法を利用した相続税対策も考えられるため⁽⁹⁸⁾、質的分割信託や収益留保信託に対する課税が受託者において計算された所得が受益者に配賦されるようになることに併せて、見直すべきである⁽⁹⁹⁾。

(96) 松永和美氏は、「利率が決められている債券の利子の現在価値は債券の利子をもとに現在割引価値によって計算することでよいが、信託財産が同族会社の株式である場合や不動産の場合には、同族会社の配当金の額や、不動産の賃料を客観的、確定的に推計することは容易ではない。このような規律を前提とすれば、受益権の評価方法は課題である」と考える。1つの解決は、過去の実績率による、あるいは、資産の種類ごとに、一定の収益率と割引率を定め、評価していくことが考えられる」とし、受益権評価の困難性を指摘する（松永和美「財産の管理・承継に利用される信託の税制に関する一考察」信託法研究 32 号 111・112 頁（2007））。

(97) 高利回りの資産を信託した場合には、信託期間が長期に渡ると、元本受益権の価額がゼロを下回ることも容易に想定される。

(98) 川口幸彦「信託法改正と相続税・贈与税の諸問題」税大論叢 57 号 428～431 頁（2008、<http://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/57/04/pdf/ronsou.pdf>）。

(99) 実務家の立場からも現実に受益した段階で課税すべきとする声が存在する。我が国においていわゆる福祉型信託の活用が進まない原因のひとつに、信託設定（信託行

贈与税を受益時課税とした場合には、一の贈与契約に基づく贈与の履行としての信託受益権の移転に対する課税が信託期間に渡って複数回行われることになるため、これまでの信託設定があった年に 1 回で課税されていた場合と比して、各年において適用される限界税率が低くなり、累進税率の適用が緩和される効果が生ずる。この点については、贈与課税の累進性を維持する観点からは、信託受益権の贈与があった日の属する年を基準として、その贈与により移転した収益を累積して課税していく仕組みを構築することで対応することが考えられる。すなわち、一の贈与契約に基づく 2 年目以降の収益分配による贈与課税を行う場合には、前年までの累積課税価格に上乘せして税額計算を行い、算出された税額から昨年までに納付した税額を控除して当該年分に納付すべき贈与税額を算出する計算方法を構築していくことで解決ができる⁽¹⁰⁰⁾⁽¹⁰¹⁾。

また、受益時課税とした場合には、信託の受益者に実際の収益分配が行われる場合の贈与課税と所得課税とが同時に課税されることとなるが、これは贈与契約に基づく信託受益権の移転に対する課税と、その移転後に信託財産に帰属する収益に対する課税を別々に考えることにより、両者を二重課税と考えるべきではない。所得税法 9 条 1 項 16 号において非課税と規定して

為) 時課税の問題があり、それは①受益権を得ただけでは実際に給付を受けていないため、その段階では納税資金を用意することが困難であること、②信託設定時にその受益権の適正な評価が困難であること、③受益者連続型信託の受益権の評価額が実際に受益する利益に比して過大となることを挙げている(日本弁護士連合会「税制改正提言—福祉分野における信託活用のための信託税制の在り方—」21~26 頁(2012))。

(100) 遺贈によって信託が設定され受益権の移転があった場合には、現行制度では相続税の対象になるが、相続税で受益時課税とした場合には、収益受益権に基づき収益分配を受ける都度、他の相続人が納付すべき相続税額が増加する等の影響が及ぶこととなるため、その設定された信託が受託者計算信託に該当する場合には、相続税の対象とはせずに贈与税の対象とすることを検討すべきであろう。また、法人から個人に対して受益権の贈与があった場合には一時所得として課税されることになるが、この場合も上記で述べた贈与税の累積課税と同様の仕組みを導入することを検討すべきであろう。

(101) 我が国の贈与税は原則として暦年単位で課税することとされているが、信託収益に限らず、ドイツでは 10 年、フランスでは 15 年の間に相続・贈与により取得した財産を累積して受贈者に課税する仕組みが採られている。

いるのは、贈与契約に基づいて資産を受けたことによる経済的利益であると考えるべきである⁽¹⁰²⁾。

しかしながら、ここでは生保年金二重課税判決（最判平成 22 年 7 月 6 日判タ 1324 号 78 頁）との関係を見ておきたい。同判決は、相続税法 24 条 1 項の規定が適用される「定期金に関する権利」をその射程にするものであるとの考え方が有力ではあるものの⁽¹⁰³⁾、所得税と相続税との関係について一石を投じたとして注目された判決である。同判決では、相続税法 24 条 1 項に定められた「定期金」の評価方法に従って、将来の受取年金の総額に一定割合（6 割）を乗じた価額に対して相続税が課税されているが、当該価格は、将来にわたって受け取るべき年金の現在価値の合計額に相当する。他方、各年の年金支給額に対して所得税が課税されているが、当該年金支給額のうち上記現在価値に相当する部分については、相続税の課税対象となる「経済的価値と同一」のものであるとして、当該部分に対する所得税の課税は所得税法 9 条 1 項 15 号（現行 16 号。以下同じ。）に照らして認められないと判示した。

受託者計算信託に対する課税では、贈与により収益受益権を取得した場合に、その収益受益権の評価額は、その収益受益権を有する者に対して分配される収益の額であるとして、その収益の額を課税価格として贈与税が課税される。一方、その収益受益権者に分配される収益は信託財産の運用により生じたものであるため、その運用益に対して所得税が課税される。この所得税が課された収益受益権に基づき分配を受けた収益の額が、贈与税が課税された収益受益権の評価額と「経済的価値に同一」といえるかどうかが問題となろう。

(102) 佐藤・前掲注(54)269 頁。株式を贈与され、その同一年中に株式に対して配当が支払われた場合には、元本である株式の贈与について贈与税が非課税とされ、かつ、支払を受けた配当は配当所得として所得税の対象となることと同じである。この場合、贈与税の課税の対象となるのは移転した資産の価額であるが、所得税の対象となるのは所得金額であるため各種所得金額の計算が必要となる。なお、「信託受益権」と「定期金に関する権利」との関係については、前掲注(84)参照。

(103) 最高裁判決研究会平成 22 年 10 月・前掲注(84)3・4 頁。

上記の裁判では、死亡保険金の支払方法が一時払い又は年金払いであるかによって課税上の取扱いに差を設けていることが適法なものであるかどうか、実質的な争点になったとされている⁽¹⁰⁴⁾。すなわち、相続人が相続時に、死亡保険金を一時金で取得した場合や、将来の年金の総額を現在価値の一時払いで取得した場合には、その一時金等の額に対して相続税のみを課し、所得税については所得税法 9 条 1 項 15 号の規定により非課税としていた⁽¹⁰⁵⁾。一方で、年金の方法により支払を受ける生命保険契約に係る死亡保険金を相続人が取得した場合には、相続税法 24 条の規定により計算した年金受給権の金額に対して相続税を課すとともに、毎年の年金に係る所得に対しても雑所得として所得税を課税していたという点である⁽¹⁰⁶⁾。

これを質的分割信託に当てはめて考えると、収益受益権とは、所得税法上は信託財産に帰せられる各種所得の金額の配賦を受ける権利であると定義した場合には、その収益受益権の価値は、その権利に基づき配賦を受ける各種所得の金額の合計額であるということになる。この収益受益権の評価の時点を受益時とし、その評価額を実際に受益した金額とした場合には、これまでのように信託の設定時（すなわち、収益受益権の移転を受けた時）にその収益受益権を評価する場合に比して、その権利に基づき受益する金額や受益の可能性が確定する⁽¹⁰⁷⁾ことから、贈与により移転を受けた収益受益権の価値は、その権利に基づき配賦を受けた各年の各種所得の金額の総額と、その「経済的価値に同一」といえるかもしれない。しかしながら、信託を用いずに同様の収益を享受させる場合には、資産の運用によって得た収益に対してはその資産の所有者に対して所得税が課税され、その課税後の所得が資産の所有者から受贈者に対して贈与が行われることになる。これは、生保年金二重課税判決において、年金受給権に基づく保険金を一時金で受け取った場合と年金払いで受け取った場合とで税負担に格差が生じることの合理性が争点

(104) 古田孝夫「最高裁判所判例解説」法曹時報 65 巻 6 号 24 頁（2013）。

(105) 相続税法基本通達 24-2、所基通 9-18。

(106) 古田・前掲注(104)23 頁。

(107) 前掲注(84)参照。

とされたように、信託を利用したからといって、贈与する資産の運用益に対して所得税が課されないことに合理的な理由を見出すことはできないであろう。

したがって、信託を利用する場合と利用しない場合とで大きな税負担の格差が生じないようにするという理念の下で信託税制の構築を目指す観点からは、収益受益権の贈与を受けたことに対する贈与税の課税を受益時課税とする場合には、収益受益権の贈与による移転を受けたことによる経済的価値に対しては所得税法 9 条 1 項 16 号の規定は適用しないこととし、その移転に係る贈与税額の計算の際には、その収益受益権により配賦を受ける所得に対して課される所得税額を控除した金額を、贈与税の課税価格とすべきである。この考え方は、元本受益権にも同様に当てはまるであろう⁽¹⁰⁸⁾。

第 5 節 信託期間中の受託者における所得金額の計算

本節では、信託期間中に受託者に帰属することとなる収益及び費用で、信託財産に帰せられるものに係る所得金額の計算について検討する。

受託者計算信託では、現行の法人課税信託と同様に、受託者が、信託契約ごとにその信託財産に属する資産・負債及び収益・費用を区分し、信託期間中に信託財産に帰せられる収益及び費用をベースに、所得税法その他所得税に関する法令の規定に従って、各種所得の金額を計算する必要がある。このため、受託者計算信託の受託者は、これを個人とみなし、当該受託者は、その信託財産に帰属する収益及び費用について、所得税法の規定に従って所得区分や課税方式の異なるごとに所得金額の計算を行う。損失が生じた場合における所得区分間の損益通算についても、所得税法の規定に基づいて行うこととなる。

信託財産が減価償却資産である場合には、その減価償却費は、その受託者の

(108) このような評価方法とした場合には、受益者連続型信託に対する相続税の課税方式についても見直しが必要になるものと思われるが、その検討は本稿の研究範囲を超える。

事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるが、この場合の信託財産の取得価額は、信託設定時には信託財産の含み損益に対する譲渡課税が行われないため、委託者の簿価を引き継ぐこととなる。

信託報酬については、受益者が受託者に対して支払うこととなるが、信託における所得計算では、信託財産に帰せられる収益及び費用等が受託者に帰属するものとして所得計算が行われるため、受益者が支払う信託報酬は税法に何らかの規定を定めない限りは費用に計上されないこととなる。このため、受益者が受託者に対して信託報酬を支払った場合には、その額を各種所得の金額の計算上控除できることとする明文の規定が必要となるであろう。

また、受託者計算信託では、後述するように、受益者に配賦されずに信託に留保された所得金額に対しては所得税が課税されることから、受託者計算信託において各種所得の金額を計算する場合には、その計算した所得金額から受益者に配賦した所得金額を控除する必要が生じる。この場合、その信託において複数の所得区分や課税方式の所得がある場合には、どの所得金額が受益者に配賦されたものかを判定する必要が生じるが、その判定は、基本的には、信託契約に従って判断すべきことになると考える。信託契約に配賦される所得金額の所得区分等について特段の定めがない場合には、恣意的な所得金額の操作を排除する観点から、複数の所得区分等に係る所得金額が、その信託において生じた所得区分や異なる課税方式ごとの金額に応じて比例的に配賦されたものとして認識すべきであろう⁽¹⁰⁹⁾。

有価証券の譲渡所得等の金額を計算する場合において、その有価証券の取得費を計算するときは、現行の取扱いでは、受益者等課税信託の信託財産に属する有価証券と同一銘柄のものを信託財産以外で保有している場合でも、これら

(109) 例えば、信託において生じた合計所得金額が 4,000、その内訳が、不動産所得の金額 500、配当所得の金額 1,500、上場株式等に係る譲渡所得等の金額 2,000 の場合において、その信託に係る収益受益権者に配賦された所得金額が 2,000 であったときは、収益受益権者に配賦された所得金額の内訳は、不動産所得の金額 250、配当所得の金額 750、上場株式等に係る譲渡所得等の金額 1,000 となる。

を区分せずに総平均法に準ずる方法で取得価額を算出することとされているが⁽¹¹⁰⁾、この方式では、受託者に信託財産が帰属することとされるため、受益者が同一銘柄の有価証券を保有している場合であっても信託財産に属するものは別銘柄として取得価額を計算する必要がある。

受託者計算信託の受託者における所得税額の計算においても、各種所得控除や税額控除は可能な限り適用を認めることとすべきであると考えるが、受託者計算信託における所得税額の計算においては、実際には、寄附金控除（所得控除及び税額控除）、配当税額控除及び外国税額控除については、適用が可能となるであろう⁽¹¹¹⁾。

第 6 節 所得の配賦等を受けた受益者に対する課税

本節では、受益者が信託期間中に、収益受益権に基づき所得金額の配賦を受けた場合の課税方式と、元本償却受益権に基づき収益の分配を受けた場合における課税方式について検討する。なお、以下では、受益権の贈与による贈与課税は、現行の設定時課税ではなく、受益時課税とすることを前提に検討を行う。

受託者計算信託では、収益受益権者に対しては、その有する権利に基づき、受託者において計算された信託財産に帰属するネットの所得金額が配賦され、その収益受益権者を納税義務者として課税される。元本償却受益権者に対しては、その年分に必要経費に算入されるべき減価償却費相当額の金銭が分配される。したがって、信託財産が賃貸用建物である場合には、その家賃収入の全額を受益者に分配するケースも考えられるが、この場合には建物の減価償却費を控除した後の金額が収益受益権に基づいて分配され、減価償却費相当額は元本償却受益権に基づいて分配されることとなる。

(110) 租税特別措置法通達 37 の 10・37 の 11 共－8。

(111) 受益者が居住の用に供している家屋が信託財産となっている場合に、その家屋について生じた災害による損失について、受益者が雑損控除の適用を受けることを可能とする場合には、受託者が有する資産についても雑損控除の対象とする法令上の手当が必要となる。

この収益受益権又は元本償却受益権に基づき信託期間中に分配を受ける収益等に係る所得金額の計算は、その受益権の取得における適正な対価の支払の有無によって異なる部分がある。

収益受益権に基づき所得金額の配賦を受けた場合において、その収益受益権を適正な対価の支払をして取得しているときは、その収益受益権に基づいて配賦を受ける所得金額からその収益受益権の取得費を控除した金額に対して課税が行われる。この場合の取得費の控除方法としては、繰延資産の償却費の控除方法と同様に、収益受益権が効力を有する期間に渡って均等に控除することが考えられる⁽¹¹²⁾。他方、その収益受益権を適正な対価の支払をしないで取得している場合には、その収益受益権に基づき配賦を受ける所得に対して課税されるとともに、その収益受益権に基づき配賦を受けた所得金額からその所得に係る所得税額相当額を控除した金額に対して贈与税が課税されることとなる⁽¹¹³⁾。

次に、元本償却受益権に基づき分配を受ける収益については、前述のとおり、信託財産の価値の一部の払戻しとして考えられるため、その権利を適正な対価を支払って取得している場合には、その分配される金銭等の額がその年に必要経費に算入されるべき減価償却費相当額を上回らない限り、所得税及び贈与税の課税対象とはならないこととすべきである。ただし、例えば、受託者が信託財産を譲渡した場合において、その譲渡対価の一部を元本償却受益権者に分配したときは、その年の減価償却費相当額を上回って収益が分配されることとなるケースがある。この場合には、その上回る部分は信託財産のキャピタルゲインが分配されたものと考え、その上回る部分については所得税の課税対象とすべきであろう。他方、適正な対価の支払をしないで取得した元本償却受益権に基づき分配を受ける減価償却費相当額の金銭等に対しては、贈与税のみが課税

(112) 例えば、その収益受益権が 10 年間の信託期間に渡って所得の配賦を受けることができる権利であれば、その取得費を 10 年間に渡って均等に控除することになろうし、信託終了の日が明らかでない場合には、その収益受益権の対価の額の計算の際に用いられた信託終了時までの見積期間等を用いて 1 年あたりの控除すべき取得費を算出する等の合理的な方法により処理することになろう。

(113) 受益時に所得課税と贈与課税を同時に行う場合におけるこれらの課税の関係に関する考察については、第 4 節 2 を参照されたい。

される。この場合、減価償却費相当額について所得税が課税されないのは、適正な対価の支払をして受益権を取得した場合と同様の考え方である。

1 所得の配賦の認識基準

この収益受益権者に対する所得の配賦と元本償却受益権者に対する収益の分配は、受託者を個人とみなして所得税法に基づいて信託財産に帰せられる各種所得の金額が計算されることから、暦年単位でその金額が認識される必要がある。この場合、収益受益権者は何をもって信託において計算された所得金額が配賦されたと認識すべきかが問題となるが、信託において収益受益権者に対して分配可能となる利益は、信託財産に帰せられる収入金額から必要経費を控除した金額（元本償却受益権者に分配すべき減価償却費相当額を除く。）と基本的には一致するはずであるため、基本的には実際のキャッシュフローの動きと同様に捉えることが可能と思われる。

ただし、所得税法に基づいて計算した所得金額と分配可能な利益として信託財産に残る金銭の額が一致しない要因はいくつか考えられる。所得金額よりも信託財産に残る金銭が少なくなる理由としては、信託財産について資本的支出があった場合が考えられる。この場合には、資本的支出部分は資産の取得費とされるため、実際の支出額に比して必要経費に算入される金額が少なくなり、分配可能となる金銭が所得金額に比して過少となるのであるが、その過少となった部分に対応する所得金額の配賦を受けたとして課税された受益者は、その金額に相当する元本償却受益権の分配を受けたものとして認識することとなる。また、信託財産である土地の取得に係る借入金を返済した場合における支払利子は必要経費に算入することができるが、借入金元本の返済部分は必要経費に算入することはできない。このような必要経費に算入できない金額に相当する部分の所得金額の配賦については、信託契約においてあらかじめ明らかにされるべき事項であると考えられる⁽¹¹⁴⁾、信託財産

(114) 信託の受託者が計算する信託財産に帰属する所得金額のうち、その年中に受益者に配賦されなかった所得金額については、後述するように、信託留保所得としてその

取得のための借入金元本の返済額に相当する部分の所得金額が元本（償却）受益権者に配賦され、当該所得金額に係る所得税額をその元本（償却）受益権者が負担した場合には、その負担した所得金額に相当する元本（償却）受益権については、その元本（償却）受益権者が適正な対価を負担して受益権を取得したものと見ることができよう。

逆に、青色申告特別控除のように実際に金銭の支出を伴わずに所得金額を減額させる控除については、所得金額に比して分配可能となる利益を増加させる効果が生じるが、その増加分の金銭等の分配を受けた場合には、その分配を受けた受益者の所得税の所得金額には影響せず、贈与税の課税価格に算入されることになろう⁽¹¹⁵⁾。

2 所得区分の取扱い

次に、収益受益権又は元本償却受益権に基づき配賦を受ける所得に係る所得区分の取扱いについて検討する。

(1) 収益受益権

収益受益権を有する者が受託者から配賦を受ける所得金額は、信託財産の個性に由来する収益に係る所得区分の引継ぎを行うべきである。その理由は、大きく二つある。

第一に、収益受益権は信託財産に帰属する所得金額の配賦を受ける権利であるが、その実質的な内容は、将来発生する収益を受領する権利であり、その権利の売買により得ることができる利益は金利相当分であることを踏まえ、金銭債権に類似する権利として位置付けるべきものであるという考えを述べた。このように収益受益権の実質を金銭債権と捉えた場合には、収益受益権に基づき分配される収益も、金銭債権から得る利益と同様に事

受託者が納税義務者として課税されることになる。

- (115) 青色申告特別控除のように信託財産に分配可能となる金銭の額を増加させる効果を持つ控除や費目については、分配可能となる金銭を増加させるという点では減価償却費と同様の効果を持つことから、まとめて元本償却受益権に基づき分配を受けるものと認識することも考えられる。

業所得又は雑所得として課税すべきとも考えられる。しかしながら、賃貸用建物を信託財産とし、その収益受益権を有する者が家賃に係る所得の配賦を受ける場合を例として考えると、その信託の収益受益権は将来発生する収益（所得金額）を受領する権利として設定されているため、まだその実質的な所得、つまり家賃としての課税がなされていない。また、受託者から収益受益権を有する者に対して配賦される所得金額は、有償による収益受益権の設定時のようにその譲渡対価として配賦されるわけではなく家賃収入を原資とする所得金額が配賦されることになる。このため、実際にその収益受益権に基づいて所得の配賦を受けた場合には、これをその所得の発生源である、本来の所得区分（不動産所得）として課税すべきであると考えられる。

このような家賃収入に係る収益受益権の課税関係を検討する際には、実際に（未収）家賃が生じてからこれを譲渡した場合と同様の課税関係にすることが、信託がなかった場合との比較において整合的な課税関係になると考える。つまり、通常は、家賃収入が不動産所得として課税され、その未収となった賃料債権を譲渡した場合に所得が発生すれば、金銭債権の譲渡として雑所得等として課税される。他方、これを収益受益権という形で譲渡した場合には、先に家賃である賃料債権（金銭債権）の譲渡による所得が雑所得等として課税された後、その収益受益権に基づき得た収益を不動産所得として課税することにより整合的な課税になるであろう⁽¹¹⁶⁾。

第二に、信託税制が、質的分割信託の円滑な活用を阻害しないためには、量的分割信託の収益分配として家賃収入を得た場合における所得区分の取扱いと平仄を合わせる必要がある。量的分割信託の場合に課税される所得区分と異ならせた場合には、収益に係る所得に対する課税上の優遇措置の適用が不可能となる場合が生ずる等の理由で、信託を利用する阻害要因と

(116) 換言すれば、信託財産に帰せられる所得金額が信託に留保されずに収益受益権者に配賦された場合には、受託者計算信託はでネットの所得金額が配布される点が異なるものの、現行の受益者等課税信託と類似のパススルー課税の適用を可能とすべきであると考えられる。

もなりかねない。また、量的分割信託の場合と所得区分の取扱いを同様にすることにより、その差異を利用した租税回避や租税裁定を防止することもできよう。

なお、受託者から受益者に配賦される収益が複数の所得区分にまたがる場合には、意図的に損失を配賦する等の租税回避行為を防止する観点から、信託契約において特定の所得区分の金額を分配することとなっていない限り、その複数の所得区分の金額が受益割合に応じて比例的に配賦されるものとすべきであろう。

(2) 元本償却受益権

元本償却受益権に基づき分配を受ける収益については、信託財産の価値の一部の払戻しとして考えられるため、原則として所得税の課税対象とはならないのは前述のとおりであるが、信託期間中に受託者が信託財産の譲渡をして、その対価の一部が元本償却受益権を有する者に分配された場合には、これにより生じる所得、具体的には、その元本償却受益権を有する者が分配を受けるべきであった減価償却費相当額を上回る部分に係る所得の実質は、信託財産のキャピタルゲインであると認められるため、その分配を受けた収益のうち当該減価償却費相当額を上回る部分に係る所得については、譲渡所得として課税することになる⁽¹¹⁷⁾。

3 受益権を有償で取得している場合の取得費の取扱い

前述のとおり、収益受益権を有償で取得している場合には、その取得費を収益受益権に基づき配賦を受ける所得から控除して受益者の所得金額を計算することとなるが、信託財産が公社債、株式、投資信託の受益権のような有価証券である場合や、預貯金で信託財産を運用するような場合には、その配賦を受ける所得は利子所得又は配当所得として課税されることとなる。しかしながら、現行制度において、利子所得や配当所得については必要経費の概

(117) この場合の課税方式は、その譲渡した信託財産の種類に応じて、総合課税又は分離課税（土地・建物又は株式等）によることになる。

念が存在しないことから、これらの所得が収益受益権に基づき生じるものである場合には、その取得費を控除できることとする制度的な手当を講ずる必要がある。

4 信託において生じた損失の取扱い

収益受益権者に配賦された損失がある場合には、その損失の金額については、信託所得以外の所得との所得内通算及び損益通算はできないこととすべきである。これは、信託は受託者が裁量により特定の受益者に対して収益等を分配することも可能という特性を有しているため⁽¹¹⁸⁾、例えば、ある受益者に信託以外で所得が生じた場合に、その所得との損益通算を適用する目的で信託において生じた損失の額をその者に意図的に分配することが可能となるからである。

現行の受益者等課税信託の下では、信託から配賦される不動産所得の損失金額については、これを生じなかったものとみなして、他の所得との損益通算を制限する措置を設けている（措法 41 の 4 の 2）。この制度は、もともとは民法上の任意組合を利用し、その組合員からの出資と借入金を原資として購入した高額な減価償却資産（航空機や船舶等）を他の者に貸し付ける事業を営み、減価償却費や借入金利子を計上することによって創出した組合損失を組合員に帰属させ、組合員の他の所得を圧縮して税負担の軽減を図ることを防止して設けられた措置である。平成 19 年度税制改正では、このような節税スキームは、信託を利用しても行うことができることが従来から指摘されていたことを受け、信託法の改正により信託の利用機会が大幅に増加すると考えられたことから、信託財産に帰せられる不動産所得の損失についても同様の措置が講じられたものある⁽¹¹⁹⁾。

信託財産に帰せられる各種所得の金額の計算上生じた損失については、不

(118) 信託の受託者裁量機能については、前掲注(76)を参照。

(119) 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法 8』8012・8013 頁（第一法規、加除式）。

動産所得の損失だけではなく、雑所得や譲渡所得等の他の所得区分においても同様のことは生じ得る。例えば、収益受益権を有する者に雑所得の損失を配賦し、その者が信託以外で有する雑所得の金額との所得内通算を行うことにより納税額を圧縮しようとすることも考えられる。また、譲渡損失の通算はタックス・シェルターとして利用されやすいという問題もある⁽¹²⁰⁾。このように元本と収益が分離された構造の質的分割信託では、収益受益権者に対して特に損失の配賦を行いやすくなると考えられるため、信託を利用した租税回避を防止し、適正公平な課税を行う観点から、信託において生じた損失については、信託以外の所得との通算を遮断すべきであろう。

ただし、信託内においては継続して信託財産の管理運用が行われていることから、現行の所得税法や租税特別措置法において認められている純損失(雑損失)の3年間の繰越控除⁽¹²¹⁾や上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除等については、同一の信託に係る信託所得内においては適用を認めるべきであると考えられる⁽¹²²⁾。

このような損失の取扱いは、信託をエンティティとして課税主体としつつ、その分配した収益の額を受託者に係る信託の所得金額の計算上控除するという計算方式とも整合的であると考ええる。すなわち、特定目的会社や投資法人では、発生した収益は法人格を有するこれらの法人に帰属して納税義務を負うこととなるが、これらの法人が投資家に対して支払った利益の配当等は、一定の要件の下で損金に算入することにより課税所得計算上の減算項目となり、事業体と構成員に対する二段階課税を排除している。このようなペース

(120) 金子宏「序説・所得税における損失の取扱い」日税研論集 47 卷『所得税における損失の研究』5 頁（日本税務研究センター、2001）。

(121) 雑損失の繰越控除については、雑損失の対象となる資産の範囲について法令上の手当を行うことが前提となる（前掲注(111)参照）。

(122) アメリカでは、信託において生じた純損失は受益者には帰属しないこととされ、信託段階で繰越し又は繰延べされる（松永和美「米国の信託の税制について」信託 238 号 44 頁（2009））。カナダでは、信託によって実現された損失は、信託によってのみ利用でき、通常の繰越ルールに服することとされている（漆さき「カナダにおける信託の国際課税」税務事例 49 卷 8 号 70 頁（2017））。

ルー課税の対象となるエンティティは一般的に損失を分配することはできないと考えるべきであり⁽¹²³⁾、受託者計算信託についても、受益者は分配された金銭等のみが課税対象となる以上は、金銭等が分配されることのない損失が各受益者に配賦されたものと観念することはできないこととすべきであろう。

第 7 節 信託に留保された所得に対する課税方式

本節では、信託財産に帰せられる各種所得の金額が、その所得が生じた年分に収益受益権者に配賦されずに信託に留保された場合に、これを受託者段階で課税する制度を検討する。

1 留保所得が各受益者に配賦されたものとして課税する方式

信託に留保された所得を受託者段階で課税する制度を検討するにあたり、まず現行の受益者等課税信託との税負担の差がなるべく生じないようにすることを重視する立場からは、信託財産に帰せられる各種所得の金額で受益者に配賦されなかったものについては、受益者が有する受益権の内容に応じて配賦されたものとして課税することが考えられる。受益者が 1 人の場合には、その受益者に信託財産に帰せられる所得が全額配賦されたものとして課税し、複数存在する場合には、それぞれの受益者の有する権利に応じて信託財産に帰せられる所得が配賦されたものとして課税を行う。この方式は、現行の受益者等課税信託と同様に、受益者への現実の収益の分配の有無とは無関係に、信託の収益について現年課税⁽¹²⁴⁾がなされることとなる。このようにすることにより、それぞれの受益者の各年の信託以外の所得と合算して信託に係る所得が課税されることとなり、総合課税の下で累進税率が適用され、担税力

(123) 渡辺・前掲注(91)296 頁。

(124) 現年課税とは、その収益が信託財産に帰属した年分の収益として課税するという意味で用いる（佐藤・前掲注(54)149 頁）。

に応じた課税を行うことが可能となる。

ただし、この方式は、次のような問題点が考えられる。例えば、X 年に信託財産について生じた所得 1,000 が分配されずにその信託に留保された場合には、その信託の受益者が 1,000 の所得を得たものとして確定申告を行い納税することとなる。この場合には、X 年末に 1,000 の現金がその信託の信託財産として留保されることとなる（減価償却資産や繰延資産の償却費はないものとする。）。その翌年（X+1 年）にこの信託について 400 の損失が生じたとする。その信託の受託者はその損失を X 年に生じた利益で補填をするため、X+1 年末には信託の信託財産には 600 の現金しか有しないこととなる。将来的にこの信託の信託財産の運用によって現金が増えることはあるが、その場合にはその増えた分は何らかの所得としてその信託の受益者又は受託者に課税される。したがって、この信託の受益者が X 年に申告した 1,000 の所得のうち 400 については、信託からの分配を受けることはできないこととなる。このような課税は、受益者の実感に合致しない結果になるであろう⁽¹²⁵⁾。仮にこの 400 の損失と前年に生じた 1,000 との所得との通算を認めよということになると、信託を利用しない場合と比較して税負担に差が生じることとなり、中立的な制度にはならないと考える⁽¹²⁶⁾。

また、複数の受益者が指定されている信託で、1 人は現存しているが 1 人は将来出生する子供であるといったもの場合には、その将来出生する子供に所得が配賦されたものとして申告・納税させることはできない。だからといって、現行制度のように、その将来出生する子供に配賦されるべき所得を現存する他の受益者に配賦されたものとして課税することは、既に述べたとおり不適切であると考えられるため、他の合理的な課税方法を検討する必要

(125) 現行の受益者等課税信託でも収益が受託者に留保された場合には類似のことが生じ得るが、受益者等課税信託では損失の 400 についても受益者に帰属するため、原則的には、その損失（400）と信託以外の他の所得との通算を行うことが可能である。

(126) 青色申告者の繰戻還付制度を適用することによって、前年分の所得税額の還付を受けることは可能である。信託の受託者についても青色申告の対象とし、各種特典の適用対象とすることは問題がないものと思われる。

がある。さらに、受益者が将来入院した場合や冠婚葬祭が行われる場合にこれらのライフ・イベントに要する費用相当分についてその留保された利益を配賦することとされているようなケースは、現年課税をする際に所得の配賦割合を定めることができない。つまり、複数の受益者が存在しその受益者は現存しているが、信託に留保された所得の分配割合が将来において定まることとされている場合や、分配事由が将来の不確定事由に基因することとされている場合には、信託に帰せられる所得を合理的に各受益者に分配して現年課税をすることが困難となる。

この課税方式を採用することにより生じると考えられる他の問題点として、受益者が X 年の留保所得を申告した際には、その収益の分配を受けていないために納税資金の確保の問題が生じることや、現年課税した信託に係る所得について、その後に受益者の増減や受益権の割合の変更が行われた場合の税負担額の調整の方法などが考えられる⁽¹²⁷⁾。

2 受益者に配賦されなかった所得を全て信託留保所得として課税する方式

実際に受益者に配賦されていない所得を配賦されたものと擬制して課税することにより様々な解決すべき課題が生ずることを踏まえれば、次に考えられるのは、計算上は信託において生じた所得金額を受益者に帰属させることが可能な場合でも、現実には受益者に所得が配賦されていないときは、これを信託に留保される所得（信託留保所得）とし、信託の受託者に課税するという方式である。

この方式により信託留保所得に対して課税する場合には、第 5 節で述べたとおり、受託者は、信託契約ごとにその信託財産に属する資産・負債及び収

(127) 佐藤英明教授は、上記のような課税方式とした場合には、留保課税の対象となる信託を類型化して法律に規定する必要があるが生じ、それを行っても個別具体的信託契約について疑義が生ずる余地が大きい等の問題点が生ずることを指摘された上で、「信託に留保される収益に対する課税方法が十分に合理的であれば、特にその適用を例外視し、技術的な問題に悩みながら受益者課税の範囲を拡大する実益には乏しいと言わなければならない」とされる（佐藤・前掲注(54)159頁）。

益・費用を区分してその信託財産に帰せられる各種所得の金額の計算を行い、当該各種所得の金額から収益受益権者に配賦した所得金額を控除した残額を信託留保所得として算出することとなる。受託者が信託留保所得に対する所得税として納付すべき所得税額は、当該信託留保所得の金額に税率を乗じて計算することとなる。

次に、この信託留保所得に適用する税率を検討する。信託留保所得は柔軟な制度設計が可能となっている民事信託においてより多く生ずることが想定されるが、このような民事信託は個人資産の管理や承継のために利用することが見込まれるため、信託留保所得に対して適用する税率を検討する際にも、その信託留保所得が最終的には個人に帰属することを念頭に行うべきである。個人に対する所得税は、現行制度では 5% から 45% までの範囲の累進税率が適用されるが、信託の主要な利用者となることが想定される富裕層は、複数の信託契約を締結することによって所得を分散させ、この高率の累進税率の適用を免れる手段として信託制度が用いられることが想定される⁽¹²⁸⁾。

諸外国の制度を概観しても、このような懸念を念頭においた制度が構築されているといえる。アメリカでは、収益・元本を受託者が裁量的に分配することが可能となっているような複合信託 (complex trust) に留保された所得に対しては、信託において個人と同様の方法によって課税され、信託に適用される税率も個人と同じ率が適用されるが、個人に比べて税率の累進度が高く、2016 年度では、最高税率 (39.6%) が適用される課税所得金額が、夫婦合算申告の場合は 466,950 ドル超であるのに対し、信託の場合は 12,400 ドルからとなっている。また、委託者及び受益者が実態として同一であり、租税回避を主たる目的とした複数の信託については、税額の計算上、1つの信

(128) 佐藤英明教授は「信託に留保される所得は、少なくとも受益者の所得とは合算されない範囲で所得分割の効果をもたらし、水平的に不公平であるばかりか、信託を利用した資産の管理・運用を行うのは相当程度大きな資産を有する高額所得者層が中心となるであろうことを考えるなら、垂直的公平の観点からも問題が大きい。さらに、意図的に複数の信託を創設することにより、所得分割の効果を利用した租税回避の仕組みが出現する恐れも大きいであろう」とされる (佐藤・前掲注(54)163 頁)。

託として扱われ、合算された所得に対して税率が適用される。これは、富裕資産家が節税目的として信託を利用することを牽制する目的とされている⁽¹²⁹⁾。イギリスでは、確定的な収益受益権者が存在しない類型の信託（累積信託又は裁量信託）について累積された所得又は受託者の裁量により支払われる所得に対しては受託者が納税義務を負い、受託者段階の課税では基礎税率に代えて、特別税率が適用される。2017/2018 年度におけるこの特別税率は、受託者が受領した信託所得のうち 1,000 ポンド超過分に対して、配当所得は 38.1%（基礎税率は 7.5%）、それ以外の所得については 45%（基礎税率は 20%）となっている⁽¹³⁰⁾。カナダでは、信託は、その財産について、原則として個人として扱われ、受託者を納税義務者として個人と同じ計算方法により所得が算定される。所得が信託によって留保される場合には、その信託が累進税率適用遺産又は適格障害者信託に該当しなければ、その所得に対して、個人の最高税率（2016 年度は 33%）が一律に適用される⁽¹³¹⁾。このように信託に留保される所得に対しては、通常の所得に対して適用される税率よりも高い税率により課税を行っている。このような諸外国の対応は、「欧米諸国における信託のほとんど（約 90%）は、租税回避又は脱税目的で用いられている」⁽¹³²⁾といわれていることの現れであろう。

我が国において、信託留保所得に対する所得税の納税義務者を受託者とする場合にも、このような租税回避の防止を念頭において課税方式や税率を検討する必要がある。民事信託においては、金銭以外の資産では不動産と有価証券の信託が太宗を占めると考えられるが、不動産所得や非上場株式の配当所得は総合課税の対象となり、不動産や有価証券の譲渡所得は 15%（他に個人住民税 5%）の税率による分離課税の対象となる。このため、累進税率が適用される総合課税の対象となる所得については、受託者に対して所得税の

(129) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法〔第 6 版〕』585 頁（中央経済社、2017）。

(130) 高橋里枝「英国における信託税制」税務事例 49 巻 9 号 70・71 頁（2017）。

(131) 漆・前掲注(122)70 頁、吉村政穂「カナダ信託税制」信託 244 号 40 頁（2010）。

(132) 川田剛「オフショア信託を利用した租税回避が否認され受益者課税がなされた事例：英国」税務事例 50 巻 3 号 97 頁（2018）。

最高税率（45%）により課税し、土地、建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等などについては、所得分割による租税回避のおそれはないことから 20%申告分離課税により課税することが考えられる。

総合課税の所得については、アメリカのように通常の所得税の累進税率よりも累進度の高い税率を適用することも考えられるが、信託の税率が最終的な受益者の税率よりも低い場合には、信託を利用した所得分割の効果が生じ、税負担の軽減を図ることが可能となることから、信託以外の所得について最高税率が適用される者は、多くの信託を設定することにより、適用される税率を下げようとする行為を誘発することには変わりがなく、適切な方法ではないと考える⁽¹³³⁾。

3 信託留保所得の分配があった場合の課税方式

信託利益に対する課税は一回のみにするという現行の信託課税の基本的な考え方を引き続き尊重すれば、受託者段階で課税された信託留保所得が受益者に分配された場合には、その受益者には課税済所得が配賦されたこととなるため非課税として扱われることとなる。この方式を採用する場合には、受託者から受益者に配賦された所得が現年課税の対象のものか、留保されていたものかの判別のルールを設ける必要はあるものの、信託留保所得に係る所得区分等の管理が不要になるなど、簡便な制度になると思われる。簡便な制度にはなるが、信託留保所得について所得税の最高税率で受託者に課税するため、民事信託は高齢者や障害者の資産保全や生活費確保のために用いるニーズがあることも踏まえると、その受益者は必ずしも最高税率が適用される高額所得者とは限らない状況の中で、特に総合課税の対象となる所得に対す

(133) 佐藤英明教授は、信託を留保所得の納税義務者と考え、その留保所得に対して累進税率を適用することとした場合には、信託が所得分割の効果を利用した租税回避の仕組みに利用され、これに対処するために複数の信託を1つの信託として扱うなどのルールが必要になり、制度及び執行面においても複雑になるため、支持し得ない方式であるとされる（佐藤・前掲注(54)162～164頁）。

る過重な税負担が、信託制度の利用を阻害するおそれが生じないとも限らない。

そこで、もう 1 つの考え方として、受託者段階で課税した所得税は、その受益者が定まらない段階における暫定的なものであって、留保されていた所得が実際に受益者に対して配賦された場合には、そのタイミングを捉えて、その受益者のその配賦があった年分の所得としてその配賦があった所得金額について負担すべき所得税額を再計算するという方式が考えられる。この計算を行うためには、信託留保所得のうちどの所得区分に属する所得が受益者に配賦されたのかを特定する必要が生じるため、留保されていた所得が払い出される順番等についてルールを設けて、その払い出された所得の所得区分や課税方式（総合課税や分離課税等）を認識できるようにする必要がある。これを、信託期間を通じて全ての留保所得について正確に管理しようとする、受託者が負う事務負担は小さくはないと思われ、受託者に過大な事務負担が発生すると、そのコストが信託報酬に反映されることとなり、それがまた信託制度の利用の阻害要因ともなりかねない。

このデメリットを解消するため、次に、受託者に負わせる事務負担を軽減しつつ、適用される限界税率が低い者に対して税負担が過重とならないような制度を考えてみたい。

受託者の事務負担については、主に信託留保所得を構成する所得の所得区分等を継続的に管理していくことにより生じるものと考えられるため、この点を簡素化する観点から、信託留保所得が受益者に分配された場合には、受益者は、これを雑所得として認識することとする⁽¹³⁴⁾。受益者は信託に留保された収益が分配された日の属する年に、その配賦された信託留保収益に係る所得を雑所得として申告する。この場合に、その配賦された所得について受託者が過去に課税された所得税額に相当する金額については、その分配を受けた受益者が確定申告の際に税額控除としてその年分の所得税額から控除

(134) 総合課税の譲渡所得の金額や一時所得の金額については、特別控除額を控除した後の金額を雑所得の金額として認識する。

することにより税負担を調整するというものである⁽¹³⁵⁾。この信託留保収益に係る雑所得の金額の対象となるのは、受託者が総合課税により課税された信託留保所得のみとし、分離課税の対象となったものは税負担に変更がないため対象外とする。分配された所得が現年課税分か留保所得であるかは、留保所得を課税済所得として非課税とする場合にも認識を要する事項であり、この点については、必要最低限の受託者の事務として管理することが必要となる。

なお、信託において課税された所得の総額と信託において留保されている配賦可能な金銭等の額は必ずしも一致しない。これは、例えば、信託において譲渡所得や一時所得として課税された金額は、所得金額の計算上特別控除額が控除されるが、金銭等はその特別控除額を控除する前の金額が信託財産としてプールされるためである。この点についても簡便な管理を可能とする観点から、その信託契約に基づき配賦された信託留保所得の金額の合計額が、受託者が課税された信託留保所得の金額の合計額に達するまでは、その金額を雑所得の金額として課税し、その合計額を超える部分の金額は、特別控除が適用された課税済所得として非課税とすることにより、調整することが考えられる。

信託留保所得について、これまで述べてきたような制度を措置する場合には、これにあわせて受益者が信託留保所得の配賦を受けた場合の申告不要制度を設け、受託者段階で課税されている信託留保所得については、それが配賦された場合でも申告をしないことを選択できるようにすることにより、適用される限界税率が高い受益者については、信託留保所得のためだけに申告の負担が生じないようにすることが考えられる。なお、現行制度においても、特定口座制度を利用した場合の上場株式等に係る譲渡所得等や上場株式等の

(135) イギリスにおいては、信託に係る所得について受託者段階で課税された後、受益者がその信託から分配を受けた所得を確定申告する際に受託者段階で課税された所得税を税額控除することができる（高橋・前掲注(130)71・72 頁、占部裕典「イギリス信託課税の特徴と我が国への教訓」『信託取引と信託課税の法理』200 頁（慈学社、2018））。

配当所得等について申告不要制度が設けられているところであるが、申告不要制度の問題点として、申告不要を選択した所得金額についてはその金額が合計所得金額に算入されないため、配偶者控除や寡婦控除のようなその適用に所得制限が設けられている控除の適用に際して考慮されない点がある。これは、各種社会保険制度や公的扶助に関する制度等において、所得税や個人住民税の合計所得金額をその適用判定基準に用いている場合には同様の影響が生ずることとなる。このため、信託制度がある程度の高額所得者や資産家が利用することを考慮すると、この申告不要制度を利用した場合でも、信託から配賦された留保所得の金額は、合計所得金額に算入することとすべきであると考えられる。

4 法人課税信託との関係

現行の法人課税信託のうち「受益者等が存しない信託」に対する課税については、前述のとおり、受益者が存しない期間の代替課税として法人税の枠組みを利用しているといえる⁽¹³⁶⁾。法人課税信託では受託者は法人とみなされるため、委託者が個人であるときは、個人から法人への贈与とされ、その信託設定時にみなし譲渡課税が行われる（所法 6 条の 3 第 7 号）。この点、佐藤英明教授は「将来個人に対して受益をさせるために受益者不存の信託を個人が作ったというときに、わざわざそこで法人に対する課税関係というものを厳密に作り上げる必要があるのかという疑問は、やはり持つべきだと思います」とされる⁽¹³⁷⁾。

また、委託者が個人である場合において、「受益者等が存しない信託」のように受益者が存在せずに信託収益の全額が留保される場合には、法人課税信託として法人課税が課税され、信託収益の一部が受益者に分配されずに留保される場合には、受託者計算信託として所得税が課税されることとなるが、これらの場合で適用税率や課税方式を別にする合理的な理由は見出し難いた

(136) 第 2 章第 2 節 2 を参照。

(137) 佐藤・前掲注(34)140 頁。

め、信託留保所得についてここまで述べたような課税方式とする場合には、「受益者等が存しない信託」についても同様の課税方式に統一すべきであろう。

第 8 節 信託受益権を譲渡した場合の課税

本節では、受託者計算信託の信託受益権を譲渡した場合の課税関係について検討する。

現行の受益者等課税信託では、信託受益権を譲渡した場合には、信託財産を譲渡したものとして課税が行われる。これは、受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととされているため、信託受益権の譲渡者には、信託財産のキャピタルゲイン・ロスが実現することによって信託財産に係る譲渡所得等が帰属することとなり、信託受益権の譲受者には、その信託受益権に係る信託財産に属する資産及び負債を取得することと同様の経済的な取引が行われると認められるためである。

他方、受託者計算信託では、私法上の法律関係に則り、信託財産に属する資産及び負債は受託者が有し、信託の受益者は、信託財産ではなく信託財産に係る収益又は元本の分配を受ける受益権を有するものとして課税関係を構築することから、その受益権を有していても信託財産に属する資産及び負債を有することにはならない。つまり、受託者計算信託の受益権は信託財産に対する権利であるという考え方からは、その信託受益権の譲渡による所得は、信託財産の譲渡ではなく、権利の譲渡として総合課税による譲渡所得として課税されることとなる。

しかしながら、このように考えた場合には、受託者計算信託を使うことによって資産の譲渡による所得の性質を変更することが可能となる。例えば、受託者計算信託を利用しないで土地や株式を譲渡した場合には 20%申告分離課税の対象となるため、他の総合課税の対象となる所得との損益通算はできないが、受託者計算信託の信託財産として土地や株式を抛出し、その元本（償却）受益

権を取得してからこれを譲渡すれば、土地や株式の譲渡損益を総合課税の対象となる譲渡所得に転換することが可能となる。このようなことを防止するために、受託者計算信託では信託財産の内容にかかわらず、その受益権の譲渡を全て分離課税の対象として総合課税の所得との損益通算をできないこととすることも考えられるが、その場合には、信託財産が総合課税の譲渡所得の対象となる資産であるときは、累進税率の適用を逃れるために受託者計算信託を利用し、税負担の軽減を図ることが可能となる。また、量的分割信託については、現行の受益者等課税信託と同様に、受益権の譲渡は信託財産の譲渡とみなされることとなるため、量的分割信託と受託者計算信託との税制上の取扱いの差ともなり、これが、原資産に係る譲渡所得との取扱いの差とも相俟って、税制の信託に対する中立性を損なう結果となるであろう。

さらに、土地・建物等や株式等の譲渡所得等については、一定の政策目的の下で分離課税の対象とされている。すなわち、土地の分離課税については、土地売却に伴う税負担を明確化するとともに、いわゆる切り売りの防止に資することを目的とし⁽¹³⁸⁾、株式等の分離課税については、所得の把握体制の状況等を踏まえて、実質的公平に資するために分離課税制度を採っている⁽¹³⁹⁾と説明されている。土地等や株式等を信託財産とした場合には、そのキャピタルゲインの課税に際してこのような政策目的を蔑ろにすることが許されるものではないと考える。また、本来は総合課税の対象となる資産の譲渡による所得を、信託を利用した場合にはその信託財産のキャピタルゲインに対する課税を分離課税の対象とすることは、累進税率の適用の対象外にするという垂直的公平の点で問題があるばかりでなく、信託を利用しないで同じ資産を譲渡した者との間の水平的公平の点でも問題が生じるであろう。

したがって、ある資産とその資産を信託財産とする信託受益権とで、その譲渡所得の課税方式を異ならせた場合には、その取扱いの差を利用した租税裁定

(138) 政府税制調査会昭和 43 年 7 月「土地税制のあり方についての答申」70 頁。

(139) 政府税制調査会平成 12 年 7 月「わが国税制の現状と課題—21 世紀に向けた国民の参加と選択—」128 頁。

行為の誘因となる可能性を否定することはできないばかりでなく⁽¹⁴⁰⁾、その資産から生ずるキャピタルゲインに対する適正・公平な課税にも影響を及ぼすこととなる。このような弊害に対処するとともに発生する所得の経済的実質に見合った課税とする観点からは、信託期間中（設定時を含む。）に信託受益権（収益受益権又は元本（償却）受益権）の譲渡があった場合におけるその譲渡による所得は、その譲渡があった信託受益権の内容に応じて課税することが適当である。すなわち、家賃収入に係る不動産所得の金額や利子・配当所得の金額の配賦を内容とする収益受益権の譲渡があった場合には金銭債権の譲渡があったものと、土地・建物を取得することができる元本（償却）受益権の譲渡があった場合には土地・建物の譲渡があったものと、有価証券を取得することができる元本受益権の譲渡があった場合には、有価証券の譲渡があったものとして、その所得区分や課税方式（総合課税や分離課税等）を判定すべきであろう。

このような課税方式とすることにより、租税特別措置についても、その元本受益権の内容に応じて、適用させることが可能となる。例えば、元本（償却）受益権を譲渡した場合に、その信託財産が土地であるときは、土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の適用が可能になるなど、その受益権に係る信託財産の内容に応じた各種特例の適用が可能になるもの考えられる⁽¹⁴¹⁾。

なお、元本（償却）受益権の譲渡による所得の課税方式を信託財産の内容に応じたものとした場合でも、譲渡されるのはあくまで信託受益権であって信託財産そのものではないため、受託者が信託財産から生ずる各種所得の金額の計

(140) 佐藤英明教授は、有償による信託受益権の譲渡を、租税法上は常に受益権の譲渡として構成することとした場合には、所得のコンバージョンによる租税回避の個別否認規定を創設する必要があると指摘される（前掲注(26)参照）。

(141) 租税特別措置の適用にあたっては、受託者が有している信託財産を受益者が有しているものとしたり、要件として長期譲渡所得のみに適用することとされている措置については、信託期間も所有期間に含めたりするなど、一定のみなし規定が必要となるものと思われる。なお、特定口座制度や少額投資非課税制度（NISA）の適用については、特定口座制度は投資家の株式等の譲渡による所得の計算の簡素化のためという制度趣旨から、NISA は非課税投資枠を実質的に二重に利用できることとなることから、個人とみなされた受託者計算信託の受託者については適用除外とすべきであろう。

算をする場合における減価償却費の計算や、元本償却受益権の内容には影響を及ぼさないこととすべきである。この元本（償却）受益権の譲渡による所得の課税方式を定める場合に、法令上、「元本（償却）受益権を譲渡した場合には、その有する受益権の割合に応じた信託財産の譲渡をしたものとみなす」と規定してしまうと、信託財産そのものを譲渡したとみなすこととなり、その譲渡後の信託財産の帳簿価額がその譲渡価額に付け替えられることとなるため、その後収益受益権者に配賦される所得金額の計算上控除される減価償却費の計算や、元本償却受益権者に分配すべき金銭の額にも影響を及ぼすことになる。つまり、元本（償却）受益権が譲渡されると減価償却費の計算の基礎となる信託財産の帳簿価額が変更になることに伴って減価償却費を再計算する必要が生じることとなる。このようにした場合には、受託者の所得金額等の計算が煩雑になるとともに、この再計算を確実に行うことができるようにすることを目的に、元本（償却）受益権の譲渡があったことをその譲渡の都度受託者に通知する必要が生じる。信託法において、受託者への通知及び当該受託者の承諾は信託受益権の譲渡の第三者への対抗要件とされているものの⁽¹⁴²⁾、当該通知及び承諾をせずに譲渡が行われた場合には税法上の減価償却費の計算が適正に行われないう問題が生じ、執行面において不適当な結果を招くおそれがある。

第 9 節 信託終了時の課税関係

信託の終了に伴い、元本受益権者に信託財産（残余財産）が移転した場合には、信託設定時と同様に、その移転の際に生じている信託財産の含み損益に対しては譲渡所得課税を行わないこととすべきである。信託終了時には、受託者から元本受益権者に対して信託財産が移転することから、その機を捉えて、その移転時点の価額により譲渡があったものとみなしてその時点のキャピタルゲ

(142) 信託法 94 条では、「受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない」と規定されている。

インに対して課税することも考えられる。しかしながら、そのようにした場合には、量的分割信託においては、信託の終了時における信託財産の所有権の移転の際にその含み損益に対して譲渡課税が行われないことや、我が国所得税制の経緯をみると、みなし譲渡課税については納税資金や評価の問題等から縮小傾向にあること⁽¹⁴³⁾、元本受益権を適正な対価の負担をして取得している場合には、その譲渡者はその対価に対する課税により、実質的に信託財産の含み損益に対する税負担をしていると考えられることを踏まえれば、受託者計算信託の円滑な利用を促す観点からは、受託者計算信託の終了時の残余財産の分配に対しては、みなし譲渡課税は行わないことが適当であろう。

このため、元本受益権者が信託財産を取得した場合の課税関係は、以下のようにつきである。

元本受益権を適正な対価を支払わないで取得している場合には、前述のとおり、受託者計算信託では、受益権の贈与による贈与課税は受益時に課税すべきと考えられることから、信託終了時に移転した信託財産の価額に対して贈与税が課税されるべきである。その上で、元本受益権を有する受益者が取得した信託財産の取得価額は、受託者に係るその信託終了時の信託財産の簿価を引き継ぐこととすべきである。この信託財産の簿価の引継ぎにより、信託終了時の含み損益に対する譲渡課税の繰延べが行われるのは、通常の相続、贈与による資産の移転の場合と同様である。

元本受益権を適正な対価を支払って取得している場合には、信託財産はその適正な対価の額で取得したものと見ることができることから、その元本受益権を有する受益者が取得した信託財産の取得価額は、その元本受益権の取得価額を付け替えるべきである。

収益受益権及び元本償却受益権については、信託の終了に伴いその受益権が

(143) シャウブ税制においては、キャピタルゲインに対する無限の課税繰延べを防止するため、相続、贈与若しくは遺贈又は著しく低い価額の対価による資産の譲渡等があった場合には、一般的に時価による譲渡があったものとして課税していたが、その後、実際的ではないという理由でその対象範囲が段階的に縮小されてきた経緯がある(金子・前掲注(55)260頁)。

消滅するだけであり、基本的にはその受益者及び受託者に課税関係は生じない。

第 10 節 その他検討を要する事項

本節では、信託収益に対する新たな課税方式として受託者計算信託に係る課税方式を導入するにあたり、検討すべきその他の事項について記述する。

1 受託者計算信託の信託財産に帰せられる収益に係る源泉徴収義務者の変更

預貯金や公社債の利子、株式の配当や投資信託の収益分配金など（以下「利子等」という。）の支払をする場合には、その支払者はその支払の際に源泉徴収を行うこととされているが、受託者計算信託の信託財産に帰せられるこれらの所得は当該受託者計算信託の受託者に帰属することとなるため、その利子等について源泉徴収を行う場合には、その受託者の属性に応じて源泉徴収の要否を判断せざるを得ない。しかしながら、受託者計算信託では、信託に留保されずに受益者に配賦される所得は、所得区分を引き継いでその配賦を受ける受益者に対して課税がされることから、受益者の属性で源泉徴収の要否を判定することが望ましい。ただし、その判定を本来の源泉徴収義務者であるその利子等の支払者に行わせることは、その利子等の支払時期と受託者計算信託の受託者に実際に所得が配賦される時期にタイムラグが生じること等を勘案すると困難であると考えられることから、受託者計算信託の信託財産に帰せられる利子等に係る源泉徴収義務者を受託者計算信託の受託者とし、受託者が受益者に対して受託者計算信託の所得のうち利子等に係る所得の配賦をする際に、源泉徴収をして国に納付することが適当であると考えられる。この仕組みは、上場株式等の配当等については、その支払者ではなく、社債や株式において採用されている社債等振替制度の口座管理機関を支払の取扱者として源泉徴収義務を課している制度（措法 9 条の 3 の 2）と同様に行うことが考えられよう。

なお、受益者に配賦されずに信託に留保された利子等に係る所得に対して

は、その支払があった日の属する年の 12 月 31 日に、受託者計算信託の受託者が自らを源泉徴収義務者として源泉徴収を行うこととする。その後、その源泉徴収された信託留保所得が実際に受益者に配賦された場合には、預貯金や特定公社債の利子のように 15% (所得税のみ) の比例税率による分離課税の対象となっている所得については、課税済所得として非課税とすべきであろう。これは、総合課税の対象となる所得は、複数の信託を設定して所得を分散させることによって累進税率の適用を緩和しようとする租税回避行為が想定されるのに対し、定率の分離課税となっている所得については、他の所得と総合して累進税率を適用されることがないため、分配時に課税所得として認識する必要がないためである。

他方、上場株式等に該当しない株式 (非上場株式) に係る配当所得のように、総合課税の対象となる所得が信託に留保される場合については、年末にその受託者が源泉徴収をした上で、実際の所得の配賦時には、その源泉徴収税額分をグロスアップした金額が信託留保所得として受益者に配賦されることとすべきである。

2 信託の計算書の整備

現行制度では、受益者等課税信託の受託者は、その信託財産の運用状況等について信託の計算書を作成し、税務署長に提出しなければならないこととされている (所法 227 条)。この計算書には、信託財産に帰せられる収益及び費用の明細とともに、信託財産に属する資産及び負債の明細を記載することとされており、本計算書により、税務署長は信託財産に帰せられる所得を把握することができることとなっている。

受託者計算信託では、その有する受益権の種類やその受益権取得の際の適正な対価の負担の有無によって分配された収益に対する課税が異なってくるなど、受益者の課税関係は受益者等課税信託よりも複雑になることは否めない。このため、現行制度では税務署長に対してのみ提出することが義務付けられている信託の計算書について、受託者計算信託の受託者が分配又は配賦

をした収益又は所得のうち受益者が確定申告をすべきものを把握可能なように記載事項の整備をした上で、受益者に対しての交付も義務付けることを検討すべきであろう。特定口座制度における特定口座年間取引報告書のように、申告すべき所得金額が記載された信託の計算書を納税者である受益者に交付することによって、その受益者は、確定申告をする際に、信託から分配を受けた収益に係る所得を簡便に把握することが可能となるとともに、それが適正申告に資することを期待できるであろう。

結びに代えて

個人資産の管理承継や高齢者等の身上監護、生活費確保のための信託は未だ活発に行われている状況にはないことから、そのような目的での信託の具体的な活用方法は不透明な部分も多い。現状では、個人が質的分割信託を利用するニーズは相続対策のためである場合が多いものと考えられるが、相続のために受益権を元本（償却）受益権と収益受益権に分割した場合でも、信託財産を運用することにより生じる元本や収益の帰属に係る所得税の取扱いについては、明確になっている必要がある。受益者等課税信託の下での質的分割信託に係る所得税の取扱いにおいて最も難解な問題は、信託財産に係る減価償却費の取扱いと、信託財産に帰せられる所得の所得区分の判定であった。これらについては、信託に帰せられる所得の計算主体を受託者とすることによって、経済的な実態や信託関係者の実感に合致する合理的な税制を構築し課税を行うことが可能であると思われる。

今後、平成 18 年に公布された新信託法が可能とした信託の持つ制度設計の柔軟性を利用することにより、個人の信託の利用に対するさまざまなニーズに応えつつ、利用者の創意工夫を最大限に活かすことができるよう、信託に関する所得税を含めた税制の枠組みを早期に再構築することが期待される。それが我が国における信託制度の利用とその社会的・経済的な重要性の進展への一助となるであろう。その場合、諸外国においてそうであるように、我が国においても信託を利用した租税回避が出現することを避けることはできないのであろうが、それへの対応やその他の税制の技術的な細部については、これからの信託の制度の発展や取引の成熟に応じて不断に見直していくことが重要である⁽¹⁴⁴⁾。

(144) 佐藤・前掲注(54)177頁。